東京の自然公園ビジョン

~自然に生かされ、自然を活かし、自然公園とともに歩む未来~



2017年 (平成29年)5月

東京都

東京には、都内最高峰である雲取山周辺の亜高山帯から世界自然遺産である小笠原諸島の亜熱帯まで多様で豊かな自然環境が広がっています。大都市でありながら行政区域の約36%ものエリアが国立公園などの「自然公園」に指定されていることを御存知の方は少ないのではないでしょうか。



これほど、多様で豊かな自然環境に恵まれた首都は 先進諸国において極めてまれです。

生物の多様性確保の重要性がますます高まる中、多くの動植物を育む東京の自然公園の価値も高まっています。

東京の自然は、人の営みとの関係性が濃いことも特徴の一つです。多摩地域の山々から切り出された木々はいかだに組まれ多摩川を下り、江戸のまちを造りあげるうえで、なくてはならないものでした。東京の発展は、豊かな自然によって支えられてきました。林業が発展したことで、良好な森林環境も保全され、多摩から島しょまで多様な自然が広がっていることで、今に続く地域の個性や豊かな文化が育まれてきました。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を控え、世界中のまなざしが東京に注がれています。近年、自然の中を歩いて旅する、ロングトレイルを楽しむ海外からの観光客が増えています。そうした方々が、自然ばかりでなく、温泉や山岳信仰などの文化にも関心を寄せつつあり、東京の自然公園も注目度が高まっています。豊かな自然環境はもちろんのこと、温泉や山岳信仰、地域固有の食文化、あるいは自然に根ざした産業や伝統といったものを、体感できる東京の自然公園は、魅力がたくさん詰まった、いわば「宝箱」のような場所ともいえるでしょう。

こうした東京の素晴らしい自然と文化の多様性、豊かさを確実に次世代に継承していくとともに、多くの方々にその素晴らしさを知っていただきたい、また、お越しいただき、触れていただきたいという思いから、全国で初めてとなる自然公園に関する総合的なビジョンを、策定いたしました。

人間は、自然の恵みを享受し生きています。次世代の持続可能な発展のためにも、東京は世界をリードする成熟都市として、経済的な発展のみならず、 それを支える自然も大切にしていかなければなりません。

皆様方と力を合わせて、東京の自然公園の価値を最大限に発揮させてまいります。

2017年(平成29年)5月

東京都知事十一一一下会子

目 次

Ⅰ果.	兄(/)	目然2	り図と	ニン	ヨン	/]	朿	疋	U)	考	ス	.厂)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1	章	東京の	の自:	然公	園(ひ珍	別	ځ	:誤	腮	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1 5	東京	の自然	の対		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
2 5	東京	の自然	弘团	₹	見状		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	S
2	.1	自然组	意と	制度	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	S
2	.2	東京の	の自然	然公	園の	D歴	史		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
2	.3	東京の	の自然	然公	園の	冰	沈		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
3 1	果題			•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
3	.1	自然	• 風景	景地	のほ	R護	訓	関	ਰ	る	誹	題	Į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
3	.2	利用は	二関 3	する	課題	頁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
3	.З	生物多	多様性	生に	関す	ける	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
3	.4	保護と	ヒ利用	∄の.	バラ	ラン	ノス	の	確	保	15	関	g	3	語	腿	Į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
3	.5	執行体	本制化	こ関	する	5課	題	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
第2	章	自然	公園	とし	て	大事	≣ا≣	_ਰ		゛き	蚌	5. 往	り・	· 佰	折個	ā	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	37
		ー//バー 性と連																					•	•	•	•	•	•	•	38
2 /	人の'	営みと	の関	- ∮係∱	生•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	那心	部から	の近	Í接	生•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
第3	音	東京の	か白:	然い	·周 <i>†</i>	がE	3指	≑ਰ	- 迩	3		•	•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
35 O	-	*****	<i>уу</i>	mz	(<i>J</i> _	_ 1 E	כנ	54	۷.																				70
第4	章	今後(の施	策展	開	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
第5	章	各自然	然公[園の	特徵	数と	=	指	₫₫	姿	<u>ر</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	61
1 系	失父	多摩甲	斐国	立って	公園	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
2	富士	箱根伊	豆豆	立って	公園	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
3 1)\ <u>答</u> ,	原国立	辽公園	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	69
		の森高							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	72
		滝山自																												75
6 ŧ	邻立	高尾陣	場自	3然2	公園	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77
7 🛊	都立	多摩丘	i陵É	3然2	过園	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	79
8 \$	邻立	狭山自	然么	園2	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	81
9 1	邻立:	羽村草	花日	i陵E	自然	公	溒	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	83
10	都1	ン秋川	丘陵	自然	《公	袁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	85
第6	章	IJー	ディ	ング	゚プロ	コミ	" エ	: ク	' ト		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	87
資料:	集			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	95
		の経過																												96
		解説																												

「東京の自然公園ビジョン」策定の考え方

1 自然公園ビジョン策定の目的

東京には約8万 ha の自然公園(国立公園、国定公園、都立自然公園) が広がっています。

これらのエリアには多様で豊かな自然が広がり、その自然に根ざした産業や文化などの人の営みも、また、多岐にわたっています。

こうした自然公園では、これまでのハイキングやキャンプ等の利用に加え、 トレイルランニングなど、近年、自然の楽しみ方の幅が大きく広がっていま す。

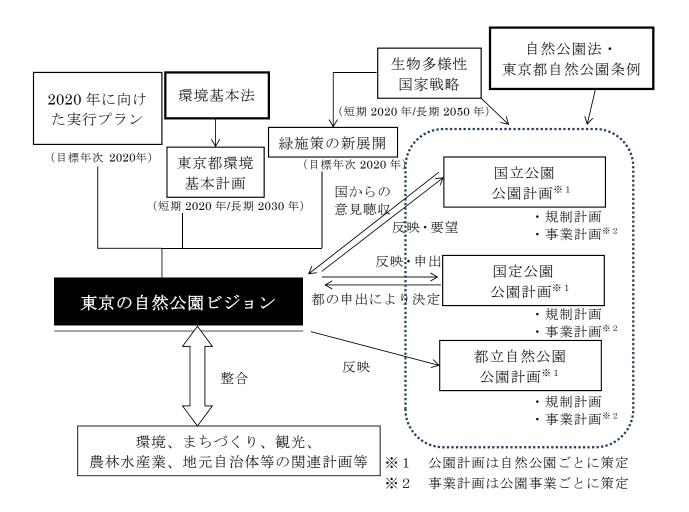
また、都心部に近く、手軽に自然に触れられる場所として海外からの来訪者も増えています。

今後、利用形態や利用者層の多様化は一層進むと考えられることから、こうした変化に合わせた環境整備や、外国人旅行者等の増加を念頭に置いた地域の観光資源との連携など、新しい時代にふさわしい、自然公園の取組を進めていく必要があります。

自然公園ビジョンは、こうした状況を背景に、東京の自然公園の持つ魅力を更に拡充し、豊かな自然を守りながら、国内外の多くの方々にその素晴らしさを体感していただけるよう、自然公園の目指す姿を明示することを目的に策定するものです。

2 自然公園ビジョンの性格

自然公園ビジョンは、「東京都環境基本計画」(2016 年3月)、「緑施策の新展開」(2012 年5月)で示された緑や生物多様性に対する考え方や、「都民ファーストでつくる「新しい東京」~2020 年に向けた実行プラン~(以下、「2020 年に向けた実行プラン」という。)」(2016 年 12 月)を踏まえた、自然公園に関する総合的なビジョンです。



3 計画期間

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後の、おおむね30年間とします。

なお、社会状況の変化等に対応するため、おおむね 10 年を目途に本ビジョンの見直しを適宜実施します。

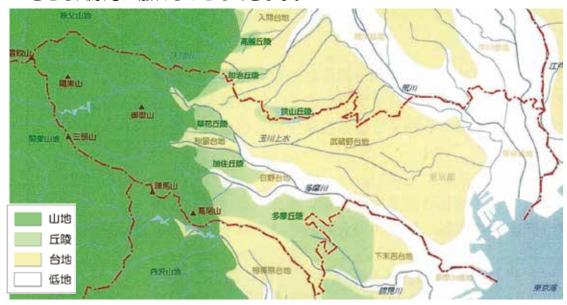
第1章 東京の自然公園の現状と課題

第1章 東京の自然公園の現状と課題

1 東京の自然の状況

東京では多摩部の山地から丘陵地、台地、低地、そして東京湾を経て伊豆諸島や小笠原諸島まで、多様で豊かな自然環境が見られます。山岳・渓谷の変化に富んだ景観、火山や海洋の影響を受けたダイナミックな景観、独自の進化を遂げた動植物や生態系など多種多様な自然環境等に触れることができます。

また、林業景観や山上の集落景観、地域の自然の恵みと密接な関係のある 産業や寺社・城跡等、自然と人の営みの関係、自然と文化のつながりを感じ させる風景等に触れることもできます。



≪東京の自然の立地(本土)≫



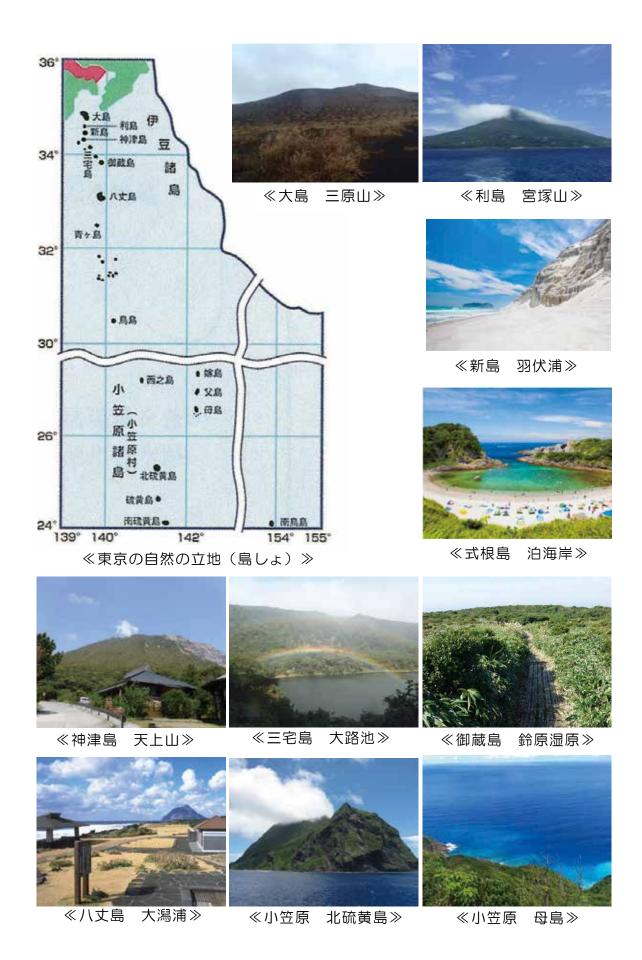
≪雲取山≫



≪御岳山 七代の滝≫



≪秋川丘陵≫



現在、都は在来種を利用した植栽の推進、希少種の保全、生物多様性の普及啓発など、生物多様性に配慮した緑の創出や自然環境の保全を進め、生き物と共生する都市づくりを進めています。

また、様々な自然体験活動により、都民や民間事業者の間に生物多様性保全の気運が醸成され、多様な主体が連携した自然環境保全・回復活動が進むよう、取り組んでいます。

しかし、東京の自然環境は少しずつ失われてきています。2013年(平成25年)のみどり率は、2008年(平成20年)と比較して区部で初めて上昇しましたが、多摩部では低下幅が縮小しているものの、都全域ではほぼ横ばいとなっており、長期的に見ると緑が減少している状況です。

			みどり率	(用途別)		みどり率合計
	調査年	公園・緑地	農用地	水面・河川・水路	樹林・原野・草地	めてり挙言訂
	2003年	3.3%	4.4%	2.6%	42.2%	52.4%
都全域	2008年	3.5%	3.9%	2.5%	40.8%	50.7%
毒	2013年	3.7%	3.7%	2.5%	40.6%	50.5%
	2008年-2013年変化	0.2	-0.2	0	-0.2	-0.2
	2003年	5.2%	1.4%	4.7%	8.7%	20.0%
区部	2008年	5.4%	1.1%	4.6%	8.5%	19.6%
部	2013年	5.6%	1.0%	4.5%	8.7%	19.8%
	2008年-2013年変化	0.2	-0.1	-0.1	0.2	0.2
	2003年	2.3%	6.0%	1.4%	60.0%	69.8%
多麻	2008年	2.5%	5.4%	1.4%	58.0%	67.4%
多摩部	2013年	2.8%	5.1%	1.4%	57.8%	67.1%
	2008年-2013年変化	0.3	-0.3	0	-0.2	-0.3

≪東京のみどり率の推移≫ ※四緒五入により合計値が一致しない場合がある。

2 東京の自然公園の現状

2.1 自然公園制度

【制度目的】

自然公園は、自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」といいます。)に基づき「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」(法第1条)を目的として指定される公園で、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3つの種類があります。

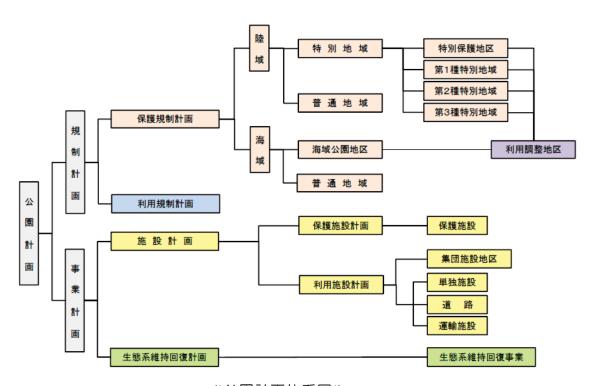
		計画の	の決定	棒	行
種類	定義	区域等	公園事業	許認可•指導	公園事業
	我が国の風	環境大臣が、関係	環境大臣が、審議	行為の種類・規	国が実施
	景を代表す	都道府県、審議会	会の意見を聴い	模、地種区分によ	※公共団体は環境
	るに足りる	の意見を聴いて	て決定	り環境大臣又は	大臣に協議の上実
国立公園	傑出した自	決定		都道府県知事が	施、国及び公共団
	然の風景地			実施	体以外の者は環境
					大臣の認可を受け
					実施
	国立公園に	環境大臣が、関係	都道府県知事が	都道府県知事が	都道府県が実施
	準ずる優れ	都道府県の申出	決定	実施	※公共団体は、都
	た自然の風	により、審議会の		※ただし、特別地	道府県知事に協議
国定公園	景地	意見を聴いて決		域のうち国際的	の上実施、国及び
		定		に重要な保護地	公共団体以外の者
				域については環	は都道府県知事の
				境大臣と協議	認可を受け実施
	優れた自然	都道府県知事が、	都道府県知事が、	都道府県知事が	
数送应用去	の風景地	関係市町村、審議	審議会の意見を	実施	
都道府県立		会の意見を聴い	聴いて決定		
自然公園		て決定			

≪各自然公園の制度≫

【公園計画】

自然公園では、公園ごとに公園計画が定められて事業が行われます。

公園計画には、公園内で行うことができる行為を規制することで自然環境や景観を守るための「規制計画」と、適正な利用の増進や生態系の維持・回復等に必要な施設整備や対策に関する「事業計画」が定められます。



≪公園計画体系図≫

出典:環境省ホームページ

【土地所有】

日本の自然公園制度は土地の所有にかかわらず、区域を指定し開発行為等に対する規制を行うことで緑地を担保する、地域制緑地と呼ばれる制度となっています。

そのため、我が国の自然公園の管理に当たっては、土地の所有者の協力や理解を得ながら規制や事業を進める必要があります。

				調査未了	合計					
種別	国有地		公有地		私有地	ļ	所有区分不明		- 調査不]	
	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(ha)
国立公園	1, 294, 015	61.2	263, 102	12.4	542, 905	25.7	1, 074	0.1	13, 902	2, 114, 998
国定公園	620, 181	43.7	198, 791	14	600, 284	42.3	286	_	-	1, 419, 542
国立·国定公園小計	1, 914, 196	54. 2	461, 893	13.1	1, 143, 189	31.2	1, 360	0	13, 092	3, 534, 540
都道府県立自然公園	501, 772	25. 5	217, 116	11	917, 841	46.7	65, 297	3. 3	265, 196	1, 967, 222
自然公園合計	2, 415, 968	43. 9	679, 009	12.3	2, 061, 030	37. 5	66, 657	1.2	279, 098	5, 501, 762

※2016 年(平成 28 年) 3 月 31 日現在(注:再検討の終了していない公園等では、土地所有 別面積と公園面積合計が一致しない場合もある。)

≪全国の自然公園における土地所有区分≫

2.2 東京の自然公園の歴史

【自然公園制度の歴史】

我が国における自然公園制度は、1931年(昭和6年)の「国立公園法」の制定により誕生し、制度目的は、時代を追うごとに拡大してきました。

戦前は、国立公園の指定は、原始性の高い山岳の大風景地や伝統的風景観に基づく名勝地などにとどまっていましたが、時代が進むとその対象は海域や湿原まで広がってきました。

また、1957年(昭和32年)には「国立公園法」が「自然公園法」に変わり内容も拡充され、その後、法の目的に生物多様性保全が追加されるなど、自然の風景地の保護と利用のために少しずつ制度が拡充されてきました。

【東京における自然公園事業の産声】

1932年(昭和7年)、内務省に設けられた東京緑地計画協議会により東京府及びその周辺区域を含む「東京緑地計画」について調査・研究がなされ、この中で、優れた風景地に利用のための最小限の施設整備を行う「景園地」が定められました。1935年(昭和10年)、東京府内において日原、御岳、秋川、高尾、滝山、大島など12か所約9.5haの指定がされました。同時にこれらの景園地を結ぶ行楽道路も決定され、東京府等により都内各地で園地、展望施設、道路等の整備事業が進められました。

また、同じ時期、東京市により、伊豆大島に大島公園が整備されました。 この景園地事業と大島公園整備事業の2つが、東京における自然公園事業の 萌芽と言えます。

【東京の自然公園の変遷】

国立公園等の指定や事業については、1936年(昭和11年)2月1日に富士箱根国立公園等が指定されて以降、戦争による長い中断がありましたが、都内では初めて、1950年(昭和25年)に「秩父多摩国立公園」が指定されました。

一方、この時期、戦後の荒廃の中で、美しい風景に対する再認識等から、 その保護・利用に対する機運が高まり、国立公園の制度に倣って、国内各地 の自治体において地域制の自然公園条例が設けられ、自治体独自に自然公園 を指定しようとする動きが見られました。

東京都においても、市街地の拡大に伴い郊外の代表的な風景地を保護育成する必要が高まり、1950年(昭和25年)に「東京都立自然公園条例」が定められ、1953年(昭和28年)までに滝山など9か所の都立自然公園が指定されていますが、江戸川水郷自然公園を除く他の8か所は先述した「景園地」の区域を引き継いだものです。

1957年(昭和32年)に定められた自然公園法には条例制定についての規定が新たに入り、これに基づき都は、1958年(昭和33年)、現在の条例の元となる東京都自然公園条例を制定しました。新法の下、1964年

(昭和39年)、伊豆諸島が富士箱根伊豆国立公園に編入され、1967年(昭和42年)には明治の森高尾国定公園が都立自然公園から格上げされました。また、1972年(昭和47年)には小笠原国立公園が指定されました。

昭和40年代後半、自然公園区域のみならず、都内の至る所で、市街化の進行や丘陵地の開発が進みました。1975年(昭和50年)、東京都公園審議会において都立自然公園についてもその在り方が議論され、都市計画法の市街化区域における指定を解除する一方、特に重点的に保護を行う区域については公有地化の促進を図ることが基本方針として整理されました。

具体的には、貴重な自然が残っている丘陵地を対象として、都市計画法に基づく都市計画公園・緑地として保全し、緑や地形を損なわない範囲で利用するという方針の下、公有地化を進め、「保全緑地公園」、後に「丘陵地公園」と呼ばれる都市公園として保全を図ることとなりました。このような取組により、都立自然公園の一部では、周辺の市街地化が進む中でも主に都市公園区域を中心に豊かな自然環境や良好な景観、風景地などが保護されています。

都内の国立公園内においては、昭和 50 年代以降、「ふるさとと呼べるまち」づくりの一環として宿泊利用も可能な「ふるさと村」や多くの人が日帰りで美しい自然や歴史的遺産を楽しめる「関東ふれあいの道」の整備が進められました。

2004年(平成16年)には国のいわゆる三位一体改革に伴い、国立公園事業は国が本来行うべき事業として整理されましたが、都の国立公園事業に関する取組の長い歴史を受け、都内においては、国立公園内の施設の整備・管理についても都が、今でも中心的な役割を担っています。

決定 区分	名称	区域	面積 (ha)					
	下奥多摩景園地	西多摩郡吉野村の全部、福生町・多西村・西多摩村・調布村・霞村・小曽木村・青梅町・三田村・古里村・氷川町の各一部	10,800					
	御岳 11	西多摩郡大久野村・小宮村・檜原村・三田村・ 古里村・氷川町の各一部	3,710					
	秋 川 〃	南多摩郡川口村の一部 西多摩郡戸倉村の全部、小宮村・檜原村の各一 部	12,500					
	高尾 //	南多摩郡横山村・浅川町・元八王子村・恩方村・ 堺村の各一部	4,770					
	滝 山 川	北多摩郡昭和町・拝島村の各一部 南多摩郡加住村の一部 西多摩郡福生町・東秋留村・西秋留村の各一部	1,670					
東京府	南多摩 //	北多摩郡多磨村・府中町・西府村・谷保村の各 一部 南多摩郡稲城村・多摩村・鶴川村・由木村・七 生村・日野町の各一部	4,080					
	武蔵野 11	北多摩郡久留米村・清瀬村・東村山村・小平村・ 大和村・砂川村・村山村の各一部 西多摩郡福生村・瑞穂村・西多摩村・霞村の各 一部	5,580					
	南武蔵野 //	北多摩郡狛江村・神代村・三鷹町・調布町・多摩村・小金井町・府中町・国分寺町・西府村・谷保村・立川市・砂川村・昭和町・拝島村の各一部 西多摩郡福生町の一部	4,800					
	大島 11	大島(一円)・岡田村・元村・野増村・差木地村・ 波浮港村・泉津村の全部	9,120					
	計	9か所	57,030					
東京市	上奥多摩景園地							
	日原川	西多摩郡氷川町の一部	8,580					
	狭 山 川	西多摩郡瑞穂町・福生村の各一部 北多摩郡村山村・大和村・東村山村の各一部	1,550					
A = 1	計	3か所	37,530					
合計		12 か所	94,560					

≪東京府内の景園地 1935年(昭和10年)≫

2.3 東京の自然公園の状況

【多様で豊かな東京の自然公園】

東京都には、現在、3つの国立公園(秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園)、1つの国定公園(明治の森高尾国定公園)、6つの都立自然公園(都立滝山自然公園、都立高尾陣場自然公園、都立多摩丘陵自然公園、都立狭山自然公園、都立羽村草花丘陵自然公園、都立秋川丘陵自然公園)があります。自然公園の東京都総面積に占める割合は約36%の79,882haとなっており、これは全国2位の面積率です。東京の自然公園は山地から丘陵地、台地・低地を経て海へと続く多摩部と区部、あるいは火山活動に由来し、海洋の影響を受けて成立した島しょ部など、東京の自然の骨格の主要な部分を構成するものでもあります。



また、1つの都道府県の中でこれほど多様性に富んだエリアが見られることは、東京の大きな特徴の1つです。

順位	都道府県名	自然公園面積	主要資源	都県域に対する割合 (%)
1	滋賀県	約 15 万 ha	琵琶湖	37
2	東京都	約8万ha	雲取山〜高尾山〜狭山丘陵ほか 丘陵地〜伊豆諸島〜小笠原	36
3	三重県	約 20 万 ha	伊勢志摩、吉野熊野	35
4	富山県	約 13 万 ha	中部山岳、白山	30
5	大分県	約 17 万 ha	耶馬渓、祖母傾	28
6	山梨県	約 12 万 ha	南アルプス、西沢渓谷、奥秩 父	27
7	新潟県	約 32 万 ha	上越山脈、佐渡	25
	全国合計	約 550 万 ha		15 (国土に対する割合)

≪都県域面積に対する自然公園面積の割合≫

※2016 年自然公園の手引きから作成

区分	名称	面積(ha)	特性
	秩父多摩	126,259	公園の全域は東京、埼玉、山梨、長野の1都3県にまたが
	甲斐		り、山々が連なるにもかかわらず、火山が全くないことを特徴 とする。
			- 東京都域では、山岳と深い谷からなる自然景観を特徴とし、 - 東京都域では、山岳と深い谷からなる自然景観を特徴とし、
			秋川渓谷と奥多摩湖周辺が主な探勝地となっている。都心から
			最も近い国立公園であり、ハイキングや登山を中心にキャンプ
	ウェ ケヤ	101 005	やカヌーなど様々な活動の場として利用されている。
	富士箱根 伊豆	121,695	公園の全域は東京、山梨、神奈川、静岡の1都3県にまたがり、富士山、箱根に代表される火山景観を特徴とする。
国立	17 32		東京都に属する地域は、伊豆諸島の大島、利島、新島、式根
公園			島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島の8島であり、これら
			は、都心から南方に点在する火山によって形成された島々で、
		6,600	火山島の景観やそれぞれの習俗など観光資源が豊富である。
	小笠原	6,629	都心から南へ約 1,000km 離れた太平洋上にある小笠原諸島のほとんどが小笠原国立公園に指定されている。小笠原は、
			「東洋のガラパゴス」と呼ばれるように独特の生物相を持つ
			が、これは大陸と一度も地続きになったことがない海洋島であ
			ることによる。陸域や海域の野生動植物が多様であり、南国の
	四公の木	770	大自然を味わうことができる。
国定	明治の森 高尾	110	八王子市郊外の山麓から高尾山周辺を中心とする。明治百年 記念事業の一環として都立高尾陣場自然公園の一部が国定公
公園	ال الدار		園として大阪府の箕面公園と同時に指定された。身近に自然を
			楽しめる公園として多くの都民に利用されている。
	滝山	661	高尾陣場自然公園は、明治の森高尾国定公園を取り巻くよう
	高尾陣場 多摩丘陵	4,403 1,959	に、その他の都立自然公園は山岳地から台地部に向けて掌状に 広がる5つの丘陵地を中心として指定。二次林の豊かな自然を
都立	<u>多摩丘陵</u> 狭山	775	はじめとした里山景観が残されているほか、中世の城跡等の歴
自然	羽村草花	553	史的遺構も豊富である。日常的に触れられる自然環境であり環
公園	丘陵	230	境学習の場やボランティア活動の場としての利用も多く見ら
	秋川丘陵	1,335	れる。
			また、都立の都市公園としてその自然環境が担保されている場所も多い。

≪各自然公園の特徴≫







≪多様性に富んだ自然公園の自然環境≫

【自然資源・人文資源が豊かな自然公園エリア】

地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴 史の中で、作られた掛け替えのないものです。そうした生物多様性はそれ自 体に大きな価値があり、保全すべきものです。そして、私たちの暮らしは食 料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られ る恵みによって支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ば れます。

東京の自然公園は自然資源が豊富で生態系サービスの源となっています。 また、希少な動植物の生息地は自然公園に集中し、動植物にとって貴重な 場所となっています。加えて、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの 源としての活用も注目されています。

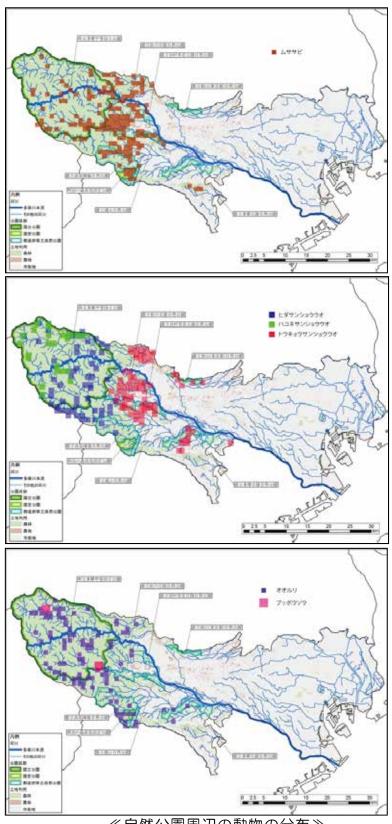


≪生態系サービスの分類例≫

出典:環境省生物多様性センターホームページ

TEEB報告書普及啓発用パンフレット「価値ある自然」 環境省

TEEB報告書DO生態学と経済学の基礎



≪自然公園周辺の動物の分布≫

上: ムササビ 岡崎他(1996)を基に作図

中:サンショウウオ類 草野他(1999)、草野他(2001)を基に作図 下:オオルリ、ブッポウソウ 東京都環境保全局(1998)を基に作図 都内の自然公園及びその周辺には、古くからの人の暮らしと結びついた景観や史跡などの人文資源も多く見られます。

寺社・城跡、土木遺産等の歴史的資源や林業等の地域の自然に根ざした産業、あるいは祭事をはじめとする伝統文化など、地域固有の多様な人文資源が多くみられ、自然環境と人との長い年月をかけたつながりを感じることができます。





≪歴史的な寺社や土木遺産等の歴史的資源≫





≪自然に根ざした産業景観や地域固有の文化、物産等≫





≪古くから見られる集落景観や里山景観等≫

【保護を目的とした規制の状況】

自然公園では、自然公園法に基づき、土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採など各種行為が制限されています。行為の規制に当たっては、その自然環境や風致・景観の特性によりゾーンごとに規制の度合い(地種区分)を定めています。

地種区分は、特別地域と普通地域に分けられ、特別地域は更に特別保護地区と第1種、第2種、第3種特別地域の4段階に分けられています。 都内の自然公園の地種区分の指定状況は次のとおりとなっています。

> 上段(面積:ha) 下段(割合:%)

				特別:	 地域			112	(刮口・20)
区分	:	名称	特別保護 地区	第1種特別地域	第2種特別 地域	第3種特別地域	普通地域	合計	備考
	秩父釗	多摩甲斐	148 (0.4)	2,539 (7.2)	4,934 (14.0)	7,343 (20.8)	20,334 (57.6)	35,298 -	東京都 のみ
		大島	1,082 (12.2)	589 (6.7)	1,798 (20.3)	3,926 (44.4)	1,452 (16.4)	8,847 —	
		利島	105 (25.9)	25 (6.2)	241 (59.5)	0 (0.0)	34 (8.4)	405 -	
	富士	新島 式根島	174 (6.6)	132 (5.0)	668 (25.3)	1,187 (45.0)	475 (18.0)	2,636 –	
国立	箱根伊豆	神津島	240 (13.4)	244 (13.6)	213 (11.9)	996 (55.5)	102 (5.7)	1,795 -	東京都 のみ
	17 32	三宅島	371 (7.2)	560 (10.8)	1,288 (24.9)	2,520 (48.6)	444 (8.6)	5,183 —	
		御蔵島	342 (17.5)	182 (9.3)	361 (18.5)	1,022 (52.3)	46 (2.4)	1,953 —	
		八丈島	20 (0.3)	341 (5.1)	476 (7.1)	4,644 (69.5)	1,199 (17.9)	6,680 —	
	小笠原		4,934 (74.4)	949 (14.3)	534 (8.1)	194 (2.9)	18 (0.3)	6,629 —	
国定	明治の	の森高尾	_	144 (18.7)	49 (6.4)	577 (74.9)	_	770 —	
	滝山		_	_	_	_	661 (100.0)	661 -	
	高尾『	車場	_	23 (0.5)	20 (0.5)	1,255 (28.5)	3,105 (70.5)	4,403 —	
都立	多摩』	丘陵	_	_	_	_	1,959 (100.0)	1,959 —	
95.77	狭山		-	-	_	-	775 (100.0)	775 –	
	羽村草	草花丘陵	-	-	_	-	553 (100.0)	553 -	
	秋川』	三陵	_	- 分別人民	_	_	1,335 (100.0)	1,335 –	

≪東京の自然公園の地種区分指定状況(陸域)≫

多摩地域の自然公園は、規制がそれほど厳しくない普通地域の占める割合が高くなっています。例えば、その割合は、国立公園の普通地域の全国平均が約28%であるのに対し、秩父多摩甲斐国立公園では約58%となっています。このことは、原生的な自然とは異なる、農林業等の人の営みで維持されている自然が区域の大半を占めていることに関係があります。

一方、伊豆諸島では特別地域の占める割合が高くなっています。世界自然 遺産でもある小笠原国立公園では最も規制の厳しい特別保護地区の割合が 約74%を占めています。

このように、東京の自然公園は、その自然環境や風致・景観の成り立ちの特性により規制の度合いも大きく異なります。



≪自然公園の地種区分(明治の森高尾国定公園、都立高尾陣場自然公園)≫

土地所有区分についても、例えば秩父多摩甲斐国立公園においては、私有地が全国平均(国立公園 25.7%)に比べ高い割合を占めています。

東京の自然公園は区域の約56%が私有地であり、保護や利用の取組を進めるに当たっては、土地所有者の理解と協力を得ることが重要となっています。

上股 (面積: ha) 下股 (割合: %)

- /\	7.1			土地所有区分			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	名称	国有地	公有地	私有地	調査未了	合計	備考
	秩父多摩甲斐	406 (1.2)	10,349 (29.3)	24,543 (69.5)	_	35,298 -	東京都のみ
国立	富士箱根伊豆	878 (3.2)	11,526 (41.9)	15,095 (54.9)	_	27,499 -	東京都のみ
	小笠原	5,404 (81.5)	291 (4.4)	934 (14.1)	_	6,629 –	
国定	明治の森高尾	452 (58.7)	70 (9.1)	248 (32.2)	_	770 –	
	滝山						
	高尾陣馬						
±/0 -	多摩丘陵	439	801	4,043	4,403	9,686	
都立	狭山	(4.5)	(8.3)	(41.7)	(45.5)	_	
	羽村草花丘陵						
	秋川丘陵						
	全 体	7,579	23,037	44,863	4,403	79,882	
	全体	(9.5)	(28.8)	(56.2)	(5.5)	_	

≪自然公園の土地所有区分≫

【広がる利用】

自然公園では、非日常的な風景を楽しんだり、自然の恵みをたんのうすることができます。現在、東京の自然公園には年間約 1,700 万人が訪れており、トレイルランニング、キャニオニング、エコツアーなど利用の多様化が進んでいます。楽しみ方の幅が大きく広がるとともに、海外からの来訪者も増加しています。自然を体感できるアウトドア観光や温泉、寺社仏閣、集落景観など、東京の自然公園は外国人からも魅力的な場所となっていると考えられます。

また、近年では、環境教育のニーズが高まってきたこともあり、東京の自然公園についても環境教育の場としての更なる活用が望まれています。







≪川でのボート遊び≫

≪キャニオニング≫

≪トレイルランニング≫





≪かやぶき民家を訪ねる外国人≫ ≪生き物観察会等の自然体験プログラムの提供≫



≪訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移≫出典: 平成 27 年東京都観光客数等実態調査(平成 28 年 5 月)(産業労働局)

【自然公園施設】

都は、公園計画の事業として、自然公園内の歩道(登山道など)、トイレ、 休憩舎、キャンプ場、ビジターセンターなどを整備・管理しています。

また、これらの施設を活用し様々なプログラムの提供を実施しています。 例えば、高尾山をはじめ、奥多摩や八丈島などにある 7 か所のビジターセ ンターにおいて、公園利用者に対するきめ細かな解説・情報提供を行い、自 然教室なども実施しています。







≪ビジターセンター(高尾山頂)≫ ≪休憩舎(日の出山頂)≫

≪トイレ(小仏城山)≫



≪サイン類(奥多摩)≫



≪山のふるさと村ビジター センター≫



≪山のふるさと村宿泊 施設内部≫

	トイレ(棟)	休憩舎(棟)	ビジターセン ター(棟)	避難小屋 (棟)	キャンプ場 (箇所)	植物園・動物園(箇所)	歩道(km)
秩父多摩甲斐国立公園	40	32	თ	6	1	0	202
明治の森高尾国定公園・都立自然公園	17	20	2	0	0	0	48
富士箱根伊豆国立公園	64	34	2	0	11	1	52
小笠原国立公園	5	10	1	0	0	0	32
合計	126	96	8	6	12	1	334

※ 歩道は都事業執行分のみ

≪東京都の自然公園施設数(2016年(平成28年)4月1日現在)≫

【近年の特色ある取組】

都は、自然の保護と適正な利用を図るため、様々な取組を行っています。島しょ部の一部地域では、観光利用が急増し、島固有の貴重な生態系や地質等への悪影響が懸念されたため、利用者数の調整や認定ガイドの同行などの工夫を凝らした東京都版エコツーリズムを 2003 年度(平成 15 年度)から小笠原諸島に、2004 年度(平成 16 年度)から御蔵島において導入しています。

また、2004 年度(平成 16 年度)からは、多摩地域と小笠原諸島に巡回や利用に関する案内や指導等を行う東京都レンジャーを配置しています。さらに、2015年(平成 27年)3月には、利用者の増加や多様化が進む中、互いに快適に過ごせ、自然環境への影響を少なくするため利用形態に応じて守るべきマナーについて「自然公園利用ルール」を策定し、2016年度(平成 28 年度)から運用しています。







≪植生回復事業(南島)≫





≪東京都レンジャーによる活動≫



≪自然公園利用ルール≫

【民間との協働】

自然公園の管理については民間事業との協働も行われています。自然公園の PR やイベントの実施のほか、ボランティア活動等に必要な物品等について支援を受けています。







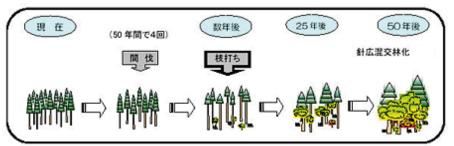
≪イベントにおける協働≫≪民間事業者によるボランティア活動に対する支援≫(小笠原諸島世界自然遺産登録(帽子等の提供など)5周年記念)

【自然公園事業以外の取組】

都は 2002 年度(平成 14 年度)から、多摩の森林再生事業を 50 年間の計画で実施しています。この事業は、木材生産の場だけではなく、水や空気を育み、私たちや動植物の生息環境を守ってくれる森林の働きを回復するために、手入れが遅れている人工林を所有する山林所有者と協定を結び、東京都が全額費用を負担して間伐を実施しています。将来的には、針葉樹と広葉樹の混じった針広混交林化を目指しています。

加えて、2016年度(平成28年度)からは、土壌への水の浸透を高めるための枝打ち事業を実施しています。

その他にも、森林循環(伐採・利用・植栽・保育)の促進や水道水源林の保全、都市公園における都民協働による樹林地等管理や道路整備など様々な事業に取り組んでいます。



≪多摩の森林再生事業≫



≪水道水源林の保全≫



≪道路整備 多摩川南岸道路(城山)≫

3 課題

3.1 自然・風景地の保護に関する課題

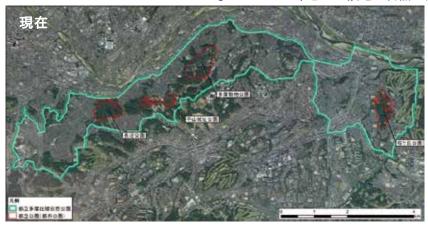
【宅地化の進行】

自然公園区域には、鳥獣保護区、近郊緑地保全区域等、様々な規制が重複している所もあり、これにより、豊かな自然環境や良好な景観、風景地などを保護することとしています。

しかし、都心に近い丘陵地では、宅地開発が広がり、緑が失われる状況となった際に、地域制緑地制度である都立自然公園区域や近郊緑地保全区域では、開発の進行を抑えることはできませんでした。



−都市公園などの公有地化された区域を 中心に丘陵地の自然が残されている



≪自然公園区域及びその周辺の市街化の状況(都立多摩丘陵自然公園)≫

都立自然公園の区域における宅地化の状況について見ると、都立高尾陣場自然公園は、特別地域が3割を占め、開発に際し許可手続が必要となります。しかし、その他の都立自然公園は、全域が普通地域扱いとなっており、開発に際しても届出制度の適用にとどまるため、自然・風景地の担保性に限界が見られる状況です。

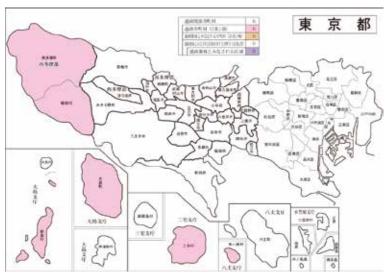
公園名	自然公園の面積 (ha)	特別地域割合	自然公園内の 宅地の面積割合				
	(na)	히 D	①1965年	②2013年			
都立滝山自然公園	661	0%	12%	27%			
都立高尾陣場自然公園	4,403	30%	3%	6%			
都立多摩丘陵自然公園	1,959	0%	18%	61%			
都立狭山自然公園	775	0%	5%	13%			
都立羽村草花丘陵自然公園	553	0%	14%	26%			
都立秋川丘陵自然公園	1,335	0%	5%	14%			

※地形図の読み取りにより作成

≪宅地面積の変化(都立自然公園)≫

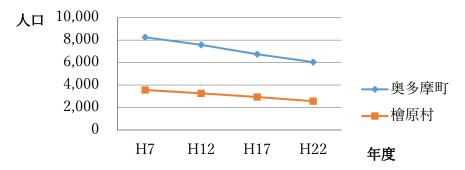
【過疎化・高齢化】

自然公園の一部では人口の減少が見られ、過疎化等により、集落景観の危機といった課題も見られます。



≪東京都の過疎市町村≫

出典:総務省ホームページ

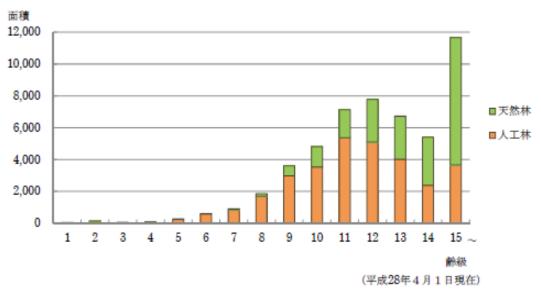


≪奥多摩地域(奥多摩町、檜原村)の人口の推移≫ ※東京都の統計ホームページ(国勢調査結果)より作図



≪山間集落景観≫

さらに、木材利用のため伐採時期を迎えている森林が多くなっている一方、 林業従事者の減少や高齢化も進み、森林環境の荒廃等も見られます。



※齢級とは森林の林齢を5か年でひと一くくりにまとめたものである。

≪多摩地域民有林の齢級別資源構成≫

出典:東京都森林事務所ホームページ

【獣害】

多摩川北岸の自然林や自然性の高い草原、二次林では二ホンジカ(以下「シカ」といいます。)が高密度に生息したことにより、草本層や低木層の植物が採食され、植物の種組成に大きな変化が生じました。シカの分布の拡大に伴って、多摩川南岸などでも一部でシカの食害等による影響が深刻化しています。

また、近年は多摩地域ではツキノワグマの目撃情報も多く寄せられています。

農業被害に関しても、多摩地域ではニホンザルとシカによるワサビ、ニホンイノシシによるタケノコ等野菜の被害の増加が見られます。林業被害では、シカの食害により裸地化や植栽木への食害や樹皮剥ぎが見られています。

また、ツキノワグマによる樹皮剥ぎによる樹木の枯損も発生しています。



≪増加しているシカ≫



≪シカの食害により樹皮を 剥がされた樹木≫

【その他】

さらに、一部地域におけるオーバーユースによる自然環境への負荷や希少種の盗掘なども問題となっています。





≪高尾山の混雑状況≫

また、こうした自然環境の状況について、国、大学、自治体、自然保護団体や愛好家等、多くの人々が見守っている状況にありながら、自然環境に関するデータについては、主体別・目的別に収集、利用されるにとどまり、自然公園区域全体の自然環境に関するデータの把握、集約や保存などが、一元的あるいは体系的に実施されていないことも大きな問題として挙げられます。

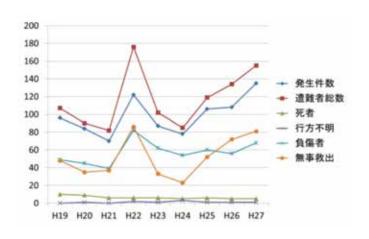
3.2 利用に関する課題

【利用者層・利用形態の多様化】

東京の自然公園の利用者数は増加傾向にあり、その年齢層も広がっています。それに伴い、山岳遭難件数は増加の傾向がみられ、特に登山を目的とした高年齢層の事故発生が多くなっています。

また、トレイルランニングやキャニオニング、環境学習など自然公園の利用形態の多様化に対する対応も求められています。

東京の自然公園の利用は、このような多様化傾向にありますが、その詳細な利用実態については詳細には把握されていないのが現状です。



単位(件、人) 山岳遭難の概況(警察庁生活安全局地域課) ≪東京都での事故(山岳遭難)の件数≫

≪山岳遭難事故要因≫

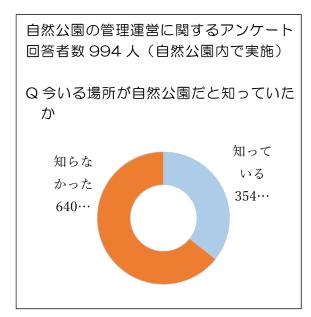
原因	件数		
道迷い	13		
滑落	11		
転倒等	6		
発病	4		

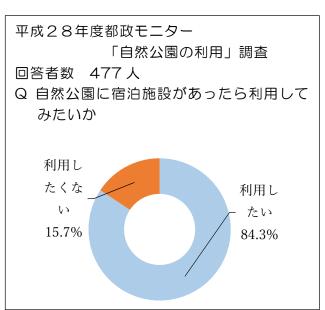
2015年(平成27年) 1月~12月 青梅警察署山岳救助隊

【認知度】

東京の自然公園は、都内の代表的な風景地のほとんどを網羅しているにもかかわらず、認知度が低い状況にあることから、施設の活用や情報の提供に、より一層の工夫が求められています。

例えば、東京の自然公園では、多くの NPO 法人等が環境教育活動等を実施しており、環境教育等への参加ニーズは高まっていますが、多くは気軽に参加できる日帰り型の利用が多く、滞在型の利用については進んでいません。





≪自然公園に対する意識調査≫



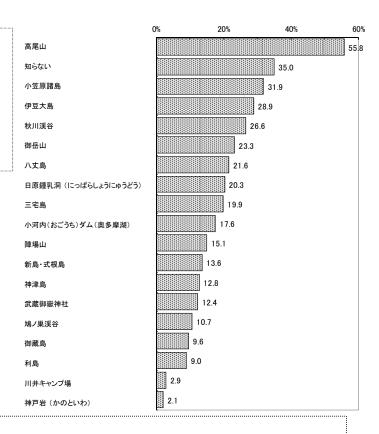




≪ボランティアによる環境教育活動≫

【自然公園の認知度調査】

右記の場所は全て自然公園の 区域内にありますが、そのこと について知っている所を全て選 んでください。



≪都政モニターアンケート≫

【自然公園の利用促進】

東京の自然公園の主なエリアには、山岳地帯が多く含まれています。 どのようにすれば、山岳地帯にある自然公園の利用者が増えると思いますか。 次の中から3つまで選んでください。

山の魅力(優れた景観、動植物、山歩きによる健康増進、登頂による達成感等)のPR

快適性向上のためのトイレ等施設の改修

交通アクセスの改善

遊歩道等施設の安全性の向上

山の幸(キノコや川魚)等、食の魅力向上

宿泊施設の充実

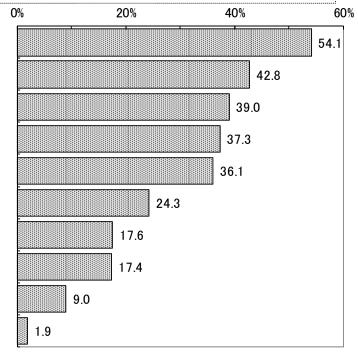
手すりなど誰でも利用できるユニバーサル デザインの導入

イベントやスポーツ大会の開催

キャンプ施設の充実

その他

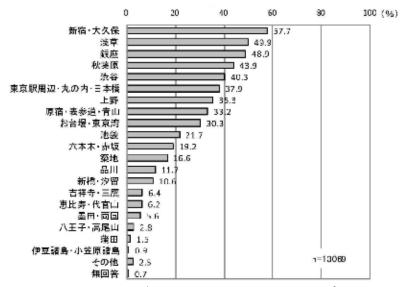
≪都政モニターアンケート≫



•	旅行者に	:勧めたい東京の観光エリア	
	第1位	浅草	54%
	第2位	島しょ地域(伊豆諸島・小笠原諸島)	33%
	第3位	銀座	26%
•	多摩の観	光資源	
	第1位	登山やハイキング、森林浴などの山歩き	34%
	第2位	自然の中の観光スポット	29%
	第3位	温泉	8%
•	「行って	「みたい」、「また行きたい」東京の島	
	第1位	小笠原諸島	80%
	第2位	八丈島	48%
	第3位	大島	38%

≪東京の観光に関するアンケート≫

出典:平成24年度都政モニターアンケート「東京の観光」



≪外国人が行ったことのある観光スポット≫

出典:平成27年度 国別外国人旅行者行動特性調查報告書(東京都)

このほか、火山の噴火など自然の脅威に関する周知なども求められています。



≪火山の噴火≫



≪三宅島雄山の火□≫

3.3 生物多様性に関する課題

生物多様性については、1992年(平成4年)に生物多様性条約が採択されて以降、各国で保全に対する取組が進んでおり、2010年(平成22年)に名古屋市で開催された COP10では、「生物多様性戦略計画2011-2020(愛知目標)」が採択される等、国際社会の関心が高まっています。

国内においても、愛知目標の採択を受けて改訂された新国家戦略「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、愛知目標の達成に向けたロードマップが提示されています。

このように生物多様性に関する社会的な関心や要請が高まっている中、自然公園に求められる役割も大きいと言えます。自然公園は、豊かな自然環境を有しており、様々な動物や植物の生息・生育の場としており、希少種の分布も集中していることから、ますますその重要度が高まっている状況となっています。

一方で、自然公園の一部、特に独自の生態系が成り立っている島しょ地域において、タイワンザル、クリハラリス、キョン(大島町)、シカ(新島村)、ノヤギ(八丈町及び小笠原村)、グリーンアノール(小笠原村)など、外来種の侵入・増加により、生態系への影響や固有種への被害が確認されている等の課題も見られます。





≪課題となっている外来種による影響≫

3.4 保護と利用のバランスの確保に関する課題

自然公園に関しては、環境省が「国立公園満喫プロジェクト」を実施しています。

ここでは 2016 年(平成 28 年) 3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、外国人観光客の誘致強化等を行うことを目標としています。 2016 年(平成 28 年) 7月には8つの国立公園が選定され、各公園でブランド化に向けた協議・検討等が進められています。

また、都では、観光を巡る急速な環境の変化に迅速かつ的確な対応を図るために、中長期的な視点に立ち、総合的かつ体系的な施策の展開を目指し、2017年(平成29年)1月、新たに「東京都観光産業振興実行プラン」を策定しました。

このプランでは、都内を訪れる旅行者が多摩や島しょの地域を訪れることが増えるよう、森林や海洋などの自然のほか、農林水産業を生かして外国人などの興味や関心の高い観光資源を生み出していくこととしています。

こうした動きも背景として、自然公園を抱える地域では、観光資源としての自然公園に期待が寄せられており、自然環境を適切に保全しながら利用を促進していく必要があります。

3.5 執行体制に関する課題

【事業執行・組織】

自然公園に関する事業については、2004年度(平成 16年度)に行われた、いわゆる三位一体改革に伴い、国の関与が縮小されており、財政支援等は期待できない状況です。



≪自然公園事業における国の支援≫

【ボランティア】

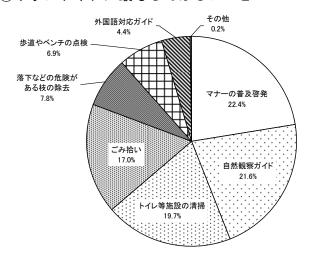
ボランティアの参加機運は高くなっています。自然公園ボランティアやサポートレンジャーなど、様々なボランティア活動が行われています。ボランティアとしての参加分野への関心は、自然観察ガイドやトイレ等の施設の清掃など多岐にわたっており、こうしたボランティアニーズへの対応も求められています。

【ボランティア】

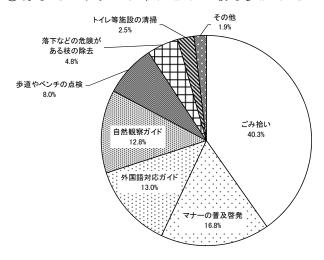
東京都の自然公園では、多くの方がボランティアとして活躍しています。 最もボランティアにしてほしいことを1つ選んでください。 また、どのような内容であれば、あなたはボランティアとして参加したいですか。 最も参加したいことを1つ選んでください。

(回答者数=477)

①ボランティアに最もしてほしいこと



②あなたがボランティアとして最も参加したいこと



≪都政モニターアンケート≫

第2章 自然公園として大事にすべき特徴・価値

第2章 自然公園として大事にすべき特徴・価値

東京の自然公園の現状を踏まえると、大事にすべき特徴・価値としては、 ①多様性と連続性が織りなす豊かな自然環境、②人の営みとの関係性、③都 心部からの近接性が挙げられます。

1 多様性と連続性が織りなす豊かな自然環境

【多摩部】

多摩部の自然公園は、亜高山帯から丘陵地までの多様な自然環境を有し、 山岳や渓谷などの変化に富んだ地形や、平野部への緑の連続性が見られます。 また、これらの連続性は、山地部から河口までつながる多摩川水系を軸と しています。

このように、多摩部の自然公園は、それぞれが豊かな自然環境を有しているだけでなく、緑や水系によりつながることで、全体としてより多様性に富んだ一体的な自然環境となっています。



≪緑や水系による自然の多様性と連続性≫





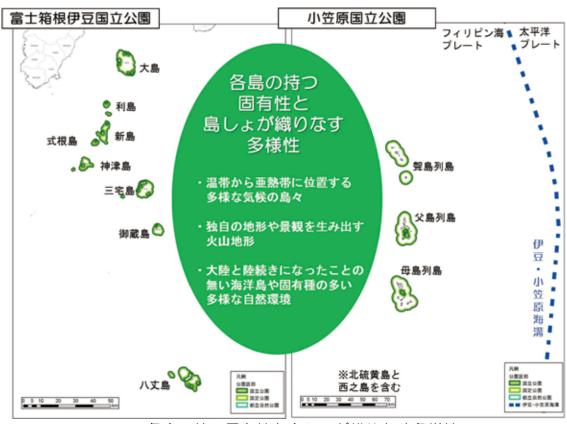


≪亜高山帯の雲取山≫ ≪多摩川上流の鳩ノ巣渓谷≫ ≪丘陵地の二次林≫

【島しょ部】

島しょ部は、温帯から亜熱帯の多様な気候帯にあり、火山活動に由来する独自の地形や景観を持つ島々が連なっています。

これらの各島は、それぞれが多くの固有種や固有亜種を育んでいます。



≪各島の持つ固有性と島しょが織りなす多様性≫



≪御蔵島 御代ケ池≫

≪小笠原諸島 (左:南島 右:兄島)≫

2 人の営みとの関係性

東京の自然公園エリアは、豊かな自然を有しているだけでなく、人の営みと自然との関係性が強いという特徴が見られます。

人の営みと自然との関係性としては、農林業や漁業等の自然の恵みによる 第一次産業や、それらを元にした第二次産業が盛んで、豊かな自然を活かし た観光産業等も展開されています。

また、自然公園内に位置する集落、山岳信仰やお祭り、自然の恵みを活かした食文化など多様な文化が受け継がれています。

さらに、自然公園及びその周辺には、寺社や城跡等の歴史的資源が多く残されています。

このように、東京の自然公園においては、様々な人の営みと自然との関係性が見られます。



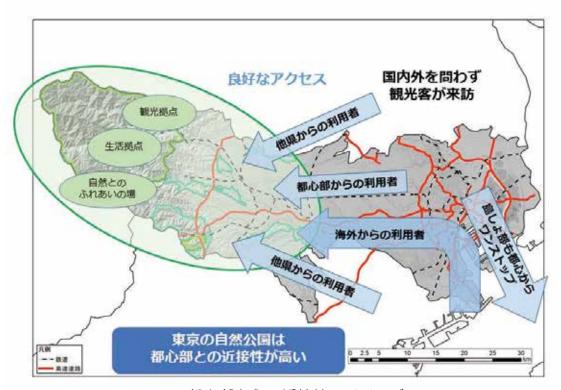
≪人の営みと関係性のイメージ≫

3 都心部からの近接性

東京の自然公園の多くは、都心部からのアクセスが比較的良好であるという特徴が見られます。

そのため、登山やハイキングのほかに観光やスポーツ等の目的で、気軽に 日帰りでも訪れることができます。

都心部には多くの人が居住し、また、内外から来訪する人も多いことから、 その近接性を活かして自然公園にもたくさんの人が訪れています。



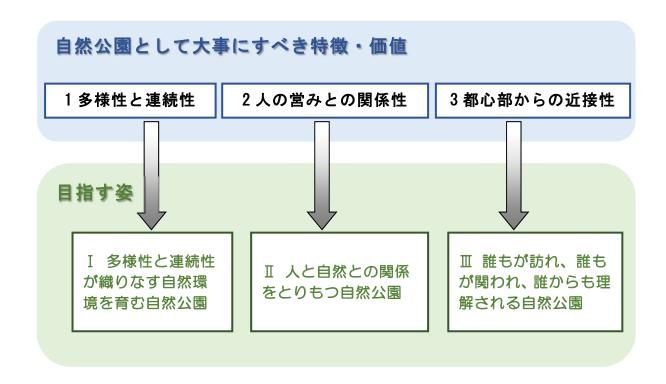
≪都心部からの近接性のイメージ≫

第3章 東京の自然公園が目指す姿

第3章 東京の自然公園が目指す姿

ここでは、東京の自然公園の現状と課題、それらを踏まえて大事にすべき 特徴と価値を踏まえ、今後、東京の自然公園が目指すべき姿について示しま す。

ここまで触れてきたように、東京の自然公園は、①多様性と連続性が織りなす豊かな自然環境、②人の営みとの関係性、③都心部からの近接性といった特徴があります。これらの3つの特徴を最大限に活かしその魅力を発揮するよう、3つの目指す姿と施策の方向性を示します。



東京の自然公園が目指す3つの姿

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

- (1) 自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う
- (2) 植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保 全・再生を行う
- (3) 地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、 良好な自然環境や景観の保全を行う
- (4) 規制区域の見直しや、行政区域や事業の垣根を越えた連携 を行うことにより貴重な自然を守る

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

- (1) 自然公園が広がる地域の暮らし(文化・産業等)と自然のつながりを再生し、地域の魅力や活力を引き出す
- (2) 人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える
- (3) 地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を行う

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- (1) 安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの 人が訪れやすい観光資源として活用する
- (2) 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える
- (3) 自然公園内及び自然公園間の回遊性を向上させる
- (4) 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

特徴

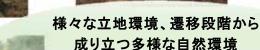
東京の自然は南北約 1,000 kmの広がりを持ち、多様な地形・自然環境に恵まれています。

これらは山から海まで空間的なつながりを持って連続的な広がりを見せるとともに、各地の様々な段階にある地形の形成や生物群集の遷移など時間とともに変化する連続性も見られます。

そして、こうした多様な自然環境は生物多様性に富み、水道水源林や農林 水産業の基盤、あるいはレクリエーションの場等、多様な生態系サービスの 源となっています。

一方、様々な事業主体により個別施策が展開されていますが、目標の共有 には不十分な点が見られる状況にあります。









東京の自然公園では、多様性と連続性に富む豊かな自然環境を、隣接県や関係自治体等と連携しながら保全していきます。

〈施策の方向性〉

- (1) 自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う
- (2) 植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保全・再生を行う
- (3) 地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、良好 な自然環境や景観の保全を行う
- (4) 規制区域の見直しや、行政区域や事業の垣根を越えた連携を行う ことにより貴重な自然を守る

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

特徴

東京の自然公園エリアでは、自然環境に根ざした生活や産業、文化が見られます。こうした地域の産業等は江戸の昔から都心部の発展を支えてきた歴史を持っています。

また、人々の営みにより維持されてきた自然環境や美しい景観等が見られ、 地域特有の様々な伝統や歴史的資源も存在しています。

一方、高齢化の進行等により、これらの生活文化や伝統の継承に様々な課題 が見られる状況にあります。













東京の自然公園では、自然に根ざし、長い時間をかけて培われた伝統・文化等を継承するとともに、自然と人の関係性を再生させていきます。

〈施策の方向性〉

- (1) 自然公園が広がる地域の暮らし(文化・産業等)と自然のつなが りを再生し、地域の魅力や活力を引き出す
- (2)人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える
- (3)地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を行う

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

特徴

東京の自然公園は、潜在的な利用者(住民、海外旅行者等)が見込める都心に比較的近接して立地しており、内外の観光客の来訪が増えています。

一方、多摩部・島しょ部とも、都内の自然公園の魅力や自然の豊かさについての認知度は決して高くなく、国内の他の自然公園利用者数に比べてまだまだ少ない割合にとどまる状況にあります。

また、高齢者の登山やスポーツ利用等、利用者層や利用形態が多様化する中、誰もが安全で快適に利用することができる環境が求められています。













情報発信の強化等により東京の自然公園の知名度を向上させるとともに、多様な主体と連携し、国内外の多くの人が気軽に訪れ、自然と関わり、その価値を再認識できる環境の確保を促進していきます。

[〈]施策の方向性〉

- (1)安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの人が訪れ やすい観光資源として活用する
- (2) 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える
- (3) 自然公園内及び自然公園間の回遊性を向上させる
- (4) 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

第4章 今後の施策展開

第4章 今後の施策展開

ここでは、東京の自然公園が目指す姿の実現に向けた今後の施策展開について、「I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園」、「Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園」、「Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園」の3つの目指す姿ごとに示していきます。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

(1) 自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う

現在、自然公園内の動植物など自然資源に関する情報は、体系的に 過不足なく、収集・活用されているとはいえない状況にあります。各 自然公園の地形・地質や動植物の生息・生育状況、自然景観等の状況 を的確に捉え、必要な取組につなげていきます。

- ① 自然公園の区域内やその周辺の自然環境の状況について定期的かつ継続的にモニタリングを行います。
- ② 集まった情報を基に、生態系サービスに着目した評価・分析を行い、 必要な施策の実施や計画の見直し等を行います。
- ③ 情報の収集やモニタリングに当たっては、植物園や動物園、あるいは大学等との連携を図ります。
- ④ SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の活用等による 都民参加型の情報収集を検討します。
- ⑤ ビジターセンター等の機能を強化し、各センターの持つ情報が効果的に活用されるようにします。





≪定期的かつ継続的な自然環境モニタリング≫

(2) <u>植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保全・再生を行う</u>

自然環境が悪化している、あるいはその可能性がある場合には、規制だけではなく、巡回による監視強化を図るなど、積極的に自然環境の保全・再生への関与を行います。

- ① 水道水源林をはじめとした多摩部の森林の間伐等を実施し、良好な森林環境を保全します。
- ② 丘陵地における二次林の再生や、島しょ部における植生回復等、自然の再生を行います。
- ③ 植物園や動物園、大学、NPO 等と連携し、希少種の保護増殖に取り組みます。
- ④ 希少種の盗掘防止や生育状況の確認などのため、巡回による監視や 柵等の設置を行います。
- ⑤ シカやニホンイノシシによる食害などの自然環境被害を防ぐ対策を進めます。
- ⑥ キョン、グリーンアノール、ギンネム等、侵略性の高い外来種の拡 大防止等を進めます。



≪外来種対策による生態系の保全 (大島で繁殖が進むキョン)≫



≪間伐により明るくなった森林≫

(3) <u>地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、良好な自</u> 然環境や景観の保全を行う

地域制の公園として都が土地所有をしていない中で、良好な自然環境や景観を維持するには、地域や土地所有者等と目標を共有し、貴重な資源を皆で守っていく取組を進めていきます。

- ① 地域や関連団体の参加を得た管理運営協議会を設置し、地域ルールの策定を進めることで、特徴的な自然環境や景観の保全、眺望の確保等を行います。
- ② 土地所有者や地元自治体、NPO 等と連携し、森林の再生等を進めます。







≪大岳山≫



≪三宅島≫



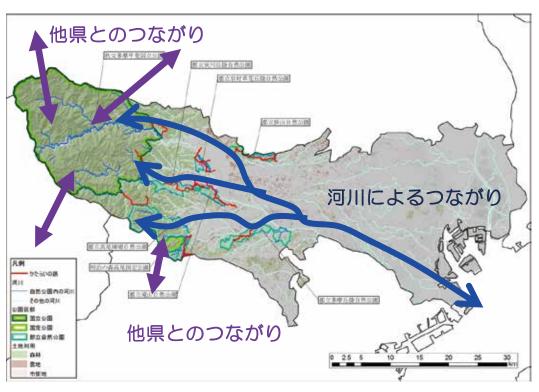
≪小笠原≫

(4) <u>規制区域の見直しや、行政区域や事業の垣根を越えた連携を行うこと</u> により貴重な自然を守る

自然環境の状況を的確に把握し、必要に応じて許認可の地種区分の変更などによる規制強化を行っていきます。

また、連続的に広がる自然環境を継続して保全していくため、隣接 県や関係市町村、河川管理者等と連携していきます。

- ① 守るべき自然環境の状況を定期的に把握し、必要に応じ許認可の地種区分の強化など区域の見直しや都市公園事業等と連携した土地の公有化等を行います。
- ② 市町村の環境基本計画や緑の基本計画、まちづくり計画等との整合を図り、市町村と役割分担して自然環境の保全を図ります。
- ③ 地元自治体や関係機関と連携し、稜線や河川、海域等の自然のつながりや丘陵地からその周辺に広がる農地の風景等、連続性を踏まえた自然環境や景観の保全に取り組みます。
- ④ 山地や河川でつながっている隣接県や市町村等と連携し、自然環境 を保全します。



≪河川、他県の自然によりつながる自然公園の将来のイメージ≫

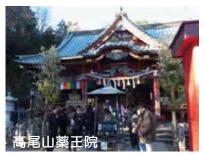
Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

(1) <u>自然公園が広がる地域の暮らし(文化・産業等)と自然のつながりを</u> 再生し、地域の魅力や活力を引き出す

自然の恵みを活かした文化・産業等の掘り起こしや、新たな取組の 実施等により地域の活性化につなげ、自然公園エリアにおける人の営 みと自然との良好な関係が継続するよう取り組んでいきます。

- ① ビジターセンター等において地域の特産物の販売等を行うととも に、地域の名所旧跡に関する資料等も紹介します。
- ② 自然環境の保全につながる地域の経済活動拡大(ジビエ、農産物、海産物、多摩産材の利用拡大、林産物の流通)への協力を行います。
- ③ 川や海等と結びついたレクリエーション利用と経済活動等との共存を可能とする、ルールの整理をします。
- ④ 地域文化の継承や経済活動を活性化させるエコツーリズムの導入 やその担い手の育成を進めます。
- ⑤ 森林の整備・保全・再生に関わる施業の担い手を確保するために、 地元自治体の進める定住対策と連携します。
- ⑥ 林業景観の維持活用等により、自然公園の自然資源等の再生や拡充、 活用を図ります。





≪自然の恵みを活かした文化・産業、地域の名所旧跡の事例≫

(2) 人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える

自然公園の豊かな生態系や生物多様性は、区域内で暮らす人々の営みにより守られていることを実感できる環境を整えます。

- ① 人の暮らしと関係の深い里地・里山(雑木林、谷戸田、桑畑等)の 歴史を伝えるとともに、里地・里山体験活動や自然再生等の取組を 推進します。
- ② 暮らしや産業等、人の営みと自然環境の関係をサイン類等の工夫やガイドツアーのルートとなる歩道の整備等により分かりやすく伝えます。
- ③ 自然との関り方を熟知している地域の名人等の話や技を、訪れた人が学べる機会を拡充します。
- ④ 日帰りでは味わうことのできない自然公園の魅力を感じてもらえるよう、泊まり込みボランティア等の機会の提供や地域主体のエコッーリズムの推進に対する支援、ロングトレイルの対象となる歩道の整備など、自然公園区域に滞在できる環境を整えます。





≪里山体験活動等による自然とのつながりの実感≫

(3) <u>地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を</u> 行う

高齢化、過疎化等が見られる地域もある中、他の地域との積極的な 交流を支援し、人の営みと自然との良好な関係が維持できるよう取り 組みます。

- ① 自然公園区域内の地域における様々な活動の担い手の育成に向けて、自然公園区域外の人々、特に子供たちと自然公園区域内の人々との継続的な交流を進めます。
- ② エコツーリズムのガイド育成の支援等を行います(再掲)。
- ③ 人材確保等に関わる自治体間の交流の場を設け、情報の共有や交流を促進するとともに、各自治体の活動等の支援を行います。



≪子供たちが自然と触れ合う様子≫



≪エコツーリズム ガイド説明≫

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

(1) <u>安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの人が訪れや</u> すい観光資源として活用する

内外の様々な人に何度でも訪れてもらえるような、安全・安心かつ 快適な環境を整備していきます。

- ① ソフト・ハード両面から、安全・安心な利用環境の確保を行います。
- ② 誰もが快適に利用できるよう、洋式トイレ、休憩施設、分かりやすいサイン類、老朽化した施設・設備の整備改修、駐車場等の施設の適正配置等を進めます。
- ③ 多言語による情報発信やピクトグラムの充実、観光スポットや飲食 店等の多言語化の支援等を行い、インバウンドの受入環境を整備し ます。
- ④ 都レンジャー等による施設の巡回点検・自然公園利用ルール等の普及啓発、また、地域独自のルールの整備等により、安全で快適な環境を整えます。
- ⑤ バリアフリールートの設定、ユニバーサルデザイン対応等により、 誰もが訪れやすい環境を整備します。
- ⑥ 入門的なハイキングから本格的な登山、あるいは自然環境を活かしたスポーツの場としての利用(ボルダリング、ラフティング、キャニオニング、トレイルランニング等)など、多様な利用者のニーズを把握し、安全に利用できる環境を確保します。
- ⑦ 多様な主体と連携し、滞在型利用に資する施設等を拡充します。
- ⑧ 定期的な利用実態調査を行い、施策に反映させます。



≪インバウンドの受入環境の向上≫



≪英語表記付サイン類≫

(2) 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える

自然公園を通して得られる自然の恵みや、貴重な自然の価値に関する情報発信を強化し、より積極的な自然公園への関わりを促していきます。

- ① 特徴的な自然環境・文化資源の活用や地域の産業との連携により、 観光資源としての魅力を発掘し、明確にします。
- ② 多様な Web サービスや SNS 等の活用、タイムリーで魅力的な情報を提供するホームページの整備等により、内外への発信を強化します。
- ③ 自然や生態系サービスの価値について、分かりやすい解説・情報発信を行います。
- ④ 季節ごとの収穫祭や森林セラピーイベントの実施などの多様な自然体験プログラム等により、生態系サービスを実感し、理解を深める場を提供します。
- ⑤ エコツーリズムや環境教育など、付加価値の高いプログラムを提供する機会の拡充を進めます。
- ⑥ ビジターセンターの機能を強化し、自然環境や自然公園の利用に関する情報を収集・活用し、積極的に発信します。
- ⑦ より多くの人々に東京の自然公園の魅力や価値を伝えていくため、 アプローチしやすい都心部における自然公園に関する情報の収集 や発信を強化します。



≪ビジターセンターにおける 企画展示等の実施≫



≪生き物観察会等の 自然体験プログラムの提供≫

(3) 自然公園内及び自然公園間の回遊性を向上させる

自然公園内や自然公園間のアクセス性を向上し、複数の自然公園を容易に訪れることができる環境を整備することで、より多くの人々が複数の自然公園を訪れたくなるような魅力を創出していきます。

- ① 道路事業や河川事業、地域との連携等により、フットパスやロングトレイル等の「地域を歩くこと」による魅力を体験する場を提供します。
- ② ビジターセンター間のネットワークを強化し、複数の自然公園を巡る利用を促します。
- ③ 公共交通機関や旅行会社と連携して交通アクセスを向上し、広域的 な利用を促進します。
- ④ パークアンドライド等の便利なアクセス方法を整備し、利用を促進します。
- ⑤ 混雑状況や見所・見頃等の情報提供により、快適な回遊利用を促進します。



≪フットパス等の「地域を歩くこと」による魅力の体験(熊本県美里町)≫

(4) 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

市町村や隣接県、自然公園の利用者、NPO やボランティア、民間事業者等、様々な主体と連携・協力しながら、自然公園の活用を進めていきます。

- ① ビジターセンターを拠点としたボランティア活動の充実を図ります。
- ② 観光協会、登山団体、大学、NPO 等との連携により、子供からシニアまで幅広い世代を取り込んだ施設管理や森林管理等の体制の構築や担い手の育成に取り組みます。
- ③ 河川管理者や道路管理者、都市公園管理者や市町村・地元団体等と連携した利用促進、施設の整備あるいは管理体制の構築を行います。
- ④ 地元団体等(自治体、観光協会、観光施設等)と連携して情報発信 や情報共有、各種イベントの共同実施を行います。
- ⑤ 警察、消防の山岳救助部門、海上保安庁との連携により、安全な利用の促進や、歩道等施設の整備・管理を行います。
- ⑥ 民間施設の誘致、旅行会社等との連携等による民間活力の活用を図ります。
- ⑦ 文化や芸術など、これまであまり利用されていない分野での利用を 促進します。

第5章 各自然公園の特徴と目指す姿

第5章 各自然公園の特徴と目指す姿

各自然公園の特徴を活かしてそれぞれの公園が目指していく姿について、 「Ⅰ 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園」、「Ⅱ 人と自然と の関係をとりもつ自然公園」、「Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理 解される自然公園」の3つの目標に沿って示していきます。

1 秩父多摩甲斐国立公園

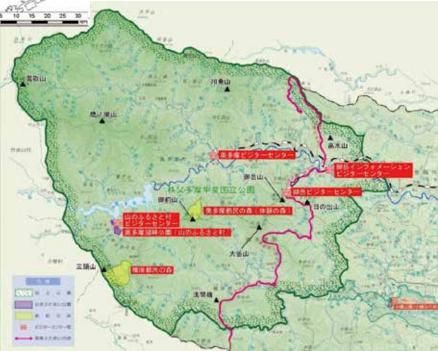
指定年月日:昭和25年7月10日 (平成 12 年 8 月 10 日名称変更)

積:35,298 ha (東京都内) 面 要:雲取山、川苔山、御岳山、 概 大岳山、御前山、三頭山などの山々、 多摩川や秋川の渓谷や清流、小河内ダ ムによってできた奥多摩湖、鍾乳洞、 多様な植物や動物、郷土景観など多彩 な魅力を持った自然公園です。



≪檜原村 神戸岩≫





特徴

【自然資源】

- ・性質の異なる様々な岩石で形成され、山岳・渓谷 の変化に富んだ豊かな景観を有する。
- ・隣接県エリアも含め関東・本州中部の代表的河川 の源流域となっており、都内エリアにも水源林が 広がっている。
- ・都内最高峰である雲取山(2017.1m)やその周辺には亜高山性針葉樹林やブナ林が広がっている。
- ・針広混交林の自然林の分布のほか、多摩川や秋川 等の山麓部の渓流や集落地帯は、ケヤキ、クリ、イヌ

ブナ等の広葉樹林と、スギ、ヒノキ等の整然とした人工林で占められている。

- ・主義 山地全般にわたってツキノワグマ、ニホンジカ等の中・大型哺乳類が見られ、クマタカ等の猛禽類やホシガラス等の亜高山性の鳥類が生息している。
- ・ 渓流にはイワナ、ヤマメに代表される魚類も多く、山麓部ではアユ等が計画的 に放流されている。
- 清流が多いことからサンショウウオ類やナガレタゴガエル等も生息している。

【人文資源】

- 山々の斜面に居を構える集落等の文化的景観が見られる。
- 武蔵御嶽神社等の歴史ある寺社が見られる。
- 獅子舞等の伝統的な郷土芸能が継承されている。
- ・後背地の自然環境により育まれた水を資源とした 酒蔵などの産業も見られる。

【その他】

- 土地所有は私有地が多く、地種区分は半分以上が普通地域である。
- エリア内は全体に高齢化傾向にある。
- ・温泉やキャンプ場、山のふるさと村、御岳ビジターセンター等の施設が点在する。

【課題】

- ・ 亜高山帯の針葉樹林等の自然林から山麓部の里山的 環境につながる、豊かな自然環境の保全が望まれる。
- ・公園内目的地までのアクセスが限られ、繁忙期は交通渋滞等が見られる。
- キャニオニングや森林セラピーをはじめとした利用の多様化が見られるとともに、登山事故等も増加している。
- ・シカによる食害等の獣害や、間伐等林業活動が停滞した森林の荒廃が懸念されている。



都内では西多摩の山地の樹林に生息しています。中型の哺乳類や鳥類、は虫類を食べます。絶滅危惧 I A 類に指定されています。



滝に打たれる厳しい滝行をはじめ とした、精神修養のための修行を 1 泊 2 日で体験できます。



「山ふる」の愛称で親しまれ、奥多 摩の自然に親しみながら、動植物 や歴史について学んだり、自然体 験プログラムや、キャンプ等を楽し めます。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

- ・ 四季折々のブナ原生林や変化に富んだ渓谷景観・鍾乳洞など、このエリアの特徴的で豊かな自然環境が保全されている
- ・ 多様な主体と連携して自然環境が保全されている

Н

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

- ・ 自然と関係の深い集落や産業・文化が保全され、育成・活用されている
- 人の営みと自然の関係性に対する理解が深まっている
- 四季折々、滞在型の利用が活発に行われている

姿

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- ・ エコツーリズムや森林セラピー等による自然の価値や文化・歴史の普及 啓発と人々の交流が進んでいる
- 多様な主体と連携し、安全で安心な利用サービスが提供されている
- 国内外からの多くの人々に利用されている



≪豊かな自然環境と関係の深い文化や産業の保全・育成・活用≫

2 富士箱根伊豆国立公園

指定年月日:昭和11年2月1日

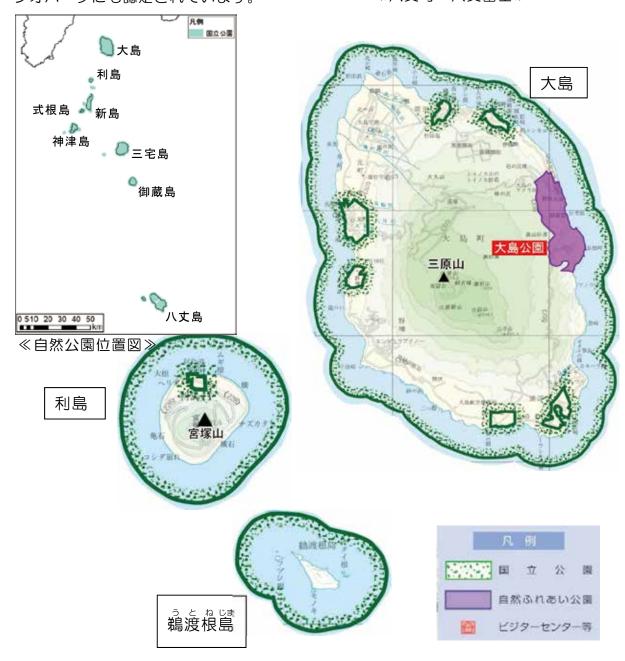
(昭和39年7月7日伊豆七島地域を追加)

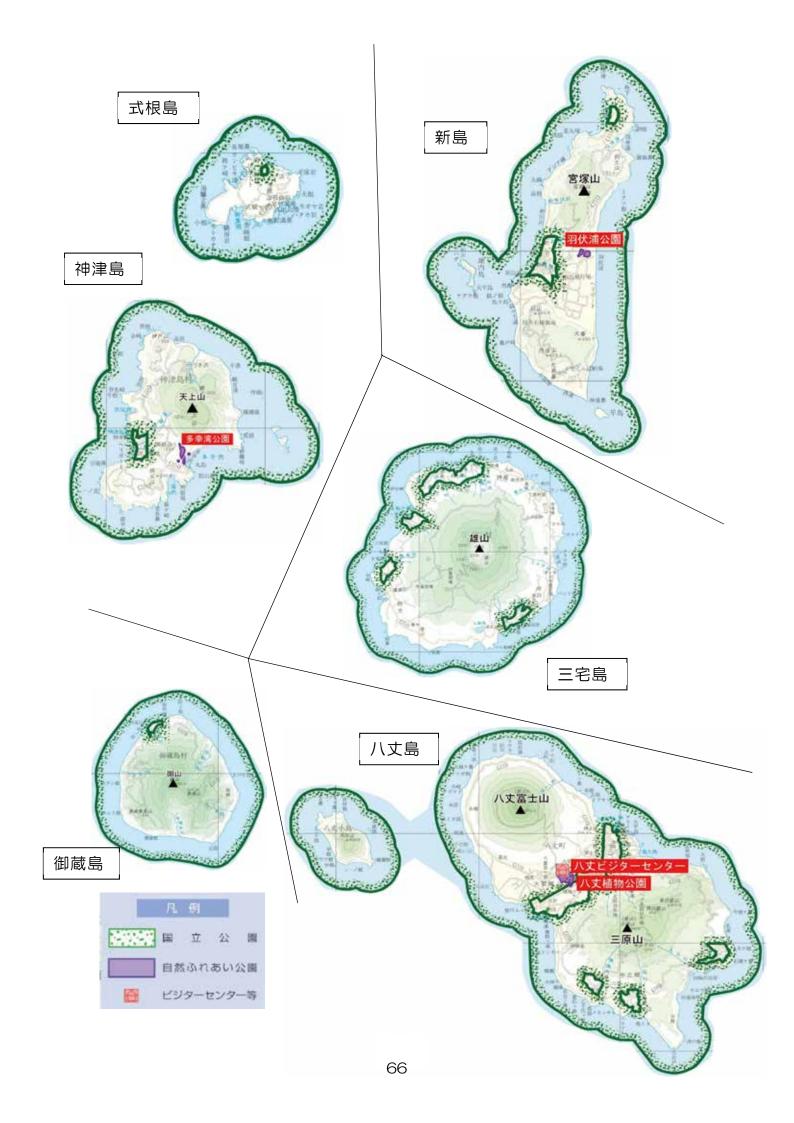
面 積:27,499 ha (東京都内)

概 要:大島から八丈島まで 200 km にわたって連なる島々からなる自然公園です。火山由来の自然環境・景観を中心として、椿やシイなどの常緑樹、島特有の鳥類、黒潮の影響を受ける海洋生物、さらに温泉など島ごとに見所があります。大島は日本ジオパークにも認定されています。



≪八丈町 八丈富士≫



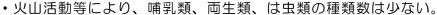


特徴

【自然資源】

- ・約 200 万年前から始まった折々の火山活動 である水深 2,000m 前後の深海からの噴火 活動に由来する。
- ・標高 500m~800m の島々が多く、爆裂火口湖、砂漠などの火山地形が見られる。
- ・火山地形のほかにも海食崖や美しい砂浜など 各島に特徴的な地形や景観、生態系、豊かな 生物相が見られる。
- ・常緑広葉樹林帯に位置し、火山島であること から固有あるいは準固有の種や変種が多く

存在するほか、噴火による裸地形成からの植生の遷移の諸段階が見られる。



- ・鳥類は、渡り鳥であるシギ・チドリ類やカモ類等は本土と共通種が多いが、陸鳥類ではアカコッコやイイジマムシクイ等の固有種をはじめ、多様な種が見られる。
- 鳥類以外の希少種として、オカダトカゲが生息している。

【人文資源】

- 寺社をはじめ、各島に特徴的な伝統、人文資源が見られる。
- ・海産資源や椿油等を活用した食品・特産品等 各島に特徴的な産業が見られる。

【その他】

- ・土地所有は約半分が私有地であり、地種区分 は大部分が特別地域である。
- 利用者数の動向は島により差はあるが、横ばいから減少傾向にある。
- アクセスは気象状況に大きく左右される。
- ・自然体験型の観光需要(ドルフィンスイム、ダイビング、トレッキング、バードウォッチング、スターウォッチング等)が高い。

【課題】

・外来種の生息拡大や公園利用者に よる生態系への影響が懸念されて いる。



れています。

豊かな自然環境を活かして、ドルフィンスイム等の自然体験や、星空観察等が楽しめます。

・ 火山、台風、津波等の自然の脅威との共存が求められる。



火口や地層、溶岩大地など、至る所に 噴火の歴史を見ることができ、遊歩道に より溶岩の原っぱを歩くことができます。

椿油の成分の80%以上は「オレイン酸」という脂肪酸で、髪や肌に良いとさ

- I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園
 - 各島固有の生態系及び多様な自然景観が保全されている
 - ・ 多様な主体と連携して自然環境が保全されている

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

- ・ 各島の自然と結びついた文化・歴史の普及啓発と人々の交流の促進されている
 - 多様な主体と連携した利用サービスが提供されている

■ Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- 各々特徴的な島である島しょ間の回遊性の向上等により活発な利用が 進んでいる
- エコツーリズム等により豊かな自然、海の魅力が積極的に活用されている
- 自然災害への対策により、安全性が向上している
- 国内外からの多くの人々に利用されている





≪豊かな海洋等の自然の保全とともに、 火山等の自然の脅威との共存が求められる≫

3 小笠原国立公園

指定年月日:昭和47年10月16日

面 積:6,629 ha (陸域のみ)

概 要:都心から約1,000km 南、 人が住む父島、母島と無人島を合わせて、30余りの島々からなる亜熱帯の 島々が小笠原諸島です。固有の植物や 動物が多くみられ、世界自然遺産に登 録されており、高い知名度を誇ります。 南島上陸やホエールウォッチングなど 多様なエコツアーが行われています。



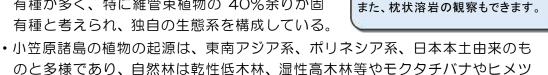
≪小笠原 南島≫



特徴

【自然資源】

- ・亜熱帯性の海洋島の島しょ景観、独特の海岸地 形、海底火山活動による枕状溶岩の露頭や岩脈 が見られる。
- 通常は深海底にのみ見られる無人岩が世界で最 も大規模に露出し、良い保存状態で残され観察 できる世界で唯一の場所となっている。
- 大陸と陸続きになったことのない海洋島で、固 有種が多く、特に維管束植物の 40%余りが固 有種と考えられ、独自の生態系を構成している。



動物種についても、オガサワラオオコウモリ、 オガサワラノスリ、メグロ等の固有種や固有亜 種が数多く生息し、特に陸産貝類では 90%以 上が固有種で、小笠原諸島の陸上の生態系を特 徴付けている。

バキの自然林で代表される。

- ザトウクジラやマッコウクジラ等の海洋哺乳類が 生息し、サンゴ礁等の多彩な海中景観が見られる。
- アオウミガメは、日本最大、世界でも有数の繁 殖地となっている。

父島で一番大きなビーチで、遠浅で すが、湾の左右には岩場もありシュ

ノーケリングを楽しむこともできます。

小港海岸(父島)

小笠原諸島の母島とその属島に生 息する固有種です。目の周りに逆三 角形の黒い模様があります。

【人文資源】

- 多くの軍施設の遺構・戦跡が山中や海岸に点在している。
- ・南洋踊りなどの伝統的な文化が見られる。

【その他】

- 2011年(平成23年)6月に世界自然遺産に 登録され、高い知名度を有する。
- ・土地所有は国有地が大部分を占め、地種区分は ほぼ全域が特別地域でその大部分が特別保護 地区となっている。
- ・自然体験型の観光(ダイビング、トレッキング 等)に加え、戦跡等の歴史・文化のツアーによ る利用も見られる。
- ・父島には小笠原ビジターセンターがある。

小笠原ビジターセンター(父島)

小笠原諸島が海洋島として誕生して からの歴史や美しい海、珍しい動植 物やクジラ・イルカ情報、貴重な自然 の保護活動やエコツーリズムの取組 などを紹介しています。

【課題】

・独自の生態系や希少種に対する外来種の被害、人為による更なる影響拡大、観 光利用等による影響負荷が懸念されている。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

- 多様な主体の連携による順応的管理により、外来種対策が実施され、固 有種が保護されている
- ・ 世界に誇る独自の生態系が保全・再生されている

目

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

ずす

・ 小笠原の自然と結びついた文化や歴史、世界遺産の価値の保全と両立し た産業が暮らしに根付いている

姿

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- ・ 小笠原の自然の世界的価値と保全の必要性が深く理解され、新たな外来 種の侵入防止など環境保全の取組について多様な主体の協力が得られ ている
- ・ エコツーリズム等により適正な利用がなされている
- 自然の価値や歴史についての情報発信が進んでいる





≪小笠原独自の生態系の保全≫

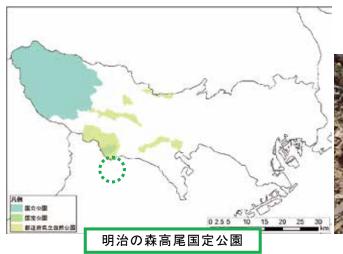
4 明治の森高尾国定公園

指定年月日:昭和42年12月11日

面 積:770 ha

要:国定公園としては小規模 概 ですが、古くから薬王院の社寺林、御 料林として森林が守られてきたため 自然林が残されており多様な生物が 生息しています。標高 599m の高尾 山を中心に、動植物や眺望が楽しめる 6つの自然研究路など多様な歩道が 用意されています。

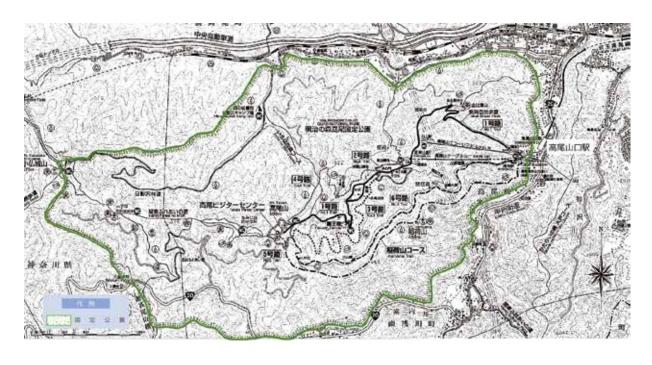




≪高尾山 山頂≫



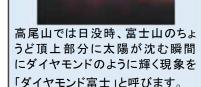
≪自然公園位置図≫



特徴

【自然資源】

- 低山帯ながら起伏に富んだ山々・水系による多種多様な景観が見られる。
- ・高尾山は暖温帯と冷温帯の境目にあり、モミ林やカシ類を主体とする常緑樹林 やブナ類を主体とする落葉樹林、スギ、ヒノキ等の人工林といった林相の相違 が見られる。
- ・哺乳類ではニホンリス、ムササビ、鳥類ではキビタキ、ヤマガラ、爬虫類ではマムシ、シマヘビ、両生類ではニホンアカガエル、タゴガエル、昆虫類ではタマムシ、オオムラサキ等、多様な生物環境の観察ができる。
- ・都心・山地方面の眺望が良く、高尾山の山頂における富士山の眺望は「関東の富士見百景」の一つにも選ばれており、冬至の前後には「ダイヤモンド富士」が望める。



ダイヤモンド富士

• 土地所有は国有地が多く、地種区分は全域が特別地域である。

【人文資源】

・山岳信仰との関係ある歴史的・文化的な風致・景観(高尾山薬王院、スギの大径木等)を有し、東京都指定天然記念物や東京都指定有形文化財が数多く現存する。

【その他】

- 交通アクセスが良好である。
- ・遠足等、「自然体験の入口」としての利用も多い。
- ・ミシュラングリーンガイド三ツ早獲得以降、外国人も多数来訪している。
- ・トレイルランニング等、利用形態の多様化が見られる。

【課題】

- ・全国的にも知名度が高く、利用者数は増加傾向にあり、一部エリアや季節におけるオーバーユース等による自然環境への負荷や快適性の低下が懸念される。
- 近年になってシカの生息が確認され、今後、密度が 高くなった場合には影響が懸念される。また、アラ イグマの生息による生態系への影響が懸念される。
- 年間多くの登山事故が発生している。
- 都市の公園として訪れる人と登山対象として訪れる 人が共存しており、求められる安全のレベル等に幅がある。
- 多様な主体による様々な事業が実施されており、エリアの目指すべき将来像の 共有が必要である。



高尾山は、四季折々の美しい自然 然や、変化に富んだ7つのハイキ ングコースがあり、毎年多くの人が が訪れる観光名所となっています。



自然や歴史の解説、登山道の案内や見所紹介に加え、ガイドウォークや自然教室などを開催し、高尾山の自然や歴史、人と自然との関わりなどに関する情報を提供しています。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

• 多様な主体との連携により豊かな自然環境や景観が保全されている

目

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

・ 歴史的・文化的風致景観が保全・活用されている

す

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- ・ 多様な利用者の快適で安全な利用が進んでいる
- 多様な主体との連携により、自然環境保全に関する情報発信・普及啓発 や環境学習の推進の拠点となっている





≪利用者の増加による環境影響や安全確保等の課題解消≫

5 都立滝山自然公園

指定年月日:昭和25年11月7日

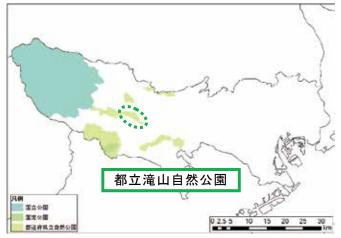
積:661 ha 面

要:滝山自然公園は、多摩川と秋川の 概 合流点の南側に広がる標高 200m の滝山丘陵 (加住北丘陵) の大部分を占めています。自然 公園内にはコナラなどの雑木林が多く、また都 立滝山公園には約 5,000 本の桜が植えられ花

見の名所となっています。



≪滝山公園から秋川の眺望≫



≪自然公園位置図≫



≪滝山城跡≫



特徴

【自然資源】

- ・関東山地から平野部に向かって伸びる加住丘陵(滝山丘陵)の東端部に位置する。
- 多摩川に接した北側では数十メートルの断崖が切り立っている様子が見られる。
- 尾根から眺める秋川、多摩川の良好な自然景観が見られる。
- ・自然公園に隣接して農地が広がり、河川や森林等と一体となった農村景観を形成している。

【人文資源】

- ・全国的に見ても、大規模で良好に残る国指定の史跡である滝山城跡等の史跡がある。
- ・八高線小宮駅から五日市線東秋留駅方面にハイキングコースが整備されており、人の手により維持されてきた里山の自然を観察することができる。



多摩川と秋川の合流点の南側に 広がる加住丘陵にあり、古くから ハイキングコースとして親しまれて います。

【その他】

- ・地種区分が設定されておらず、全域普通地域扱いとなっている。
- 滝山公園、滝山城跡等の桜が有名であり、多数の観光客が来訪する。

【課題】

• 滝山公園、滝山城跡等のスポットと連携した自然公園の利用が進んでいない。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

- 他の自然公園や都立公園等と連携した自然環境保全活動が進んでいる
- 周辺の農地や河川と一体となった農村景観が保全されている

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

・ 歴史的史跡 (滝山城跡)等を活用し、自然と結び付いた文化や歴史が広 く認識されている

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

・ 滝山公園や滝山城跡等の観光スポットを活用した利用が進み、知名度が 向上している

目

드

<u>次</u>

6 都立高尾陣場自然公園

指定年月日:昭和25年11月23日

面 積:4,403 ha

概 要:高尾陣場自然公園は、明治の森高 尾国定公園を取り巻くように指定されており、 両公園は一体として利用・管理されています。 陣場山から景信山を経て小仏峠に至る都県境の 山地帯、八王子城跡のある城山、北条氏照墓の ある丘陵部、浅川周辺など自然の景観と史跡に 恵まれています。



≪陣場山山頂からの眺望≫



≪タカオヒゴタイ≫





特徴

【自然資源】

- ・低山帯ながら起伏に富んだ山々・水系による多種 多様な景観が見られる。
- ・陣場山等の良好な自然環境・景観が見られる。
- ・神奈川県立自然公園と隣接している。

【人文資源】

- 八王子城跡や北条氏照墓等の史跡を有する。
- 夕やけ小やけふれあいの里、高尾 599 ミュージアム、多摩森林科学園、高尾梅郷等多くの施設がある。

【その他】

- ・ 地種区分は特別地域が約3割で、普通地域が多い。
- ・交通アクセスが良好である。
- ・利用者の多い明治の森高尾国定公園と連続している。

【課題】

- ・連続する明治の森高尾国定公園の多くの利用者の分散利用が望まれる。
- ・一部エリアではオーバーユースによる自然環境への影響が顕在化しつつある。



北条氏の本城である小田原城の 支城であり、国の史跡や日本 100 名城に選ばれています。



旧甲州街道と小仏川に沿って点在している梅林と梅の木を総称して呼ばれています。白梅・紅梅約10,000 本で、見頃は、3 月中旬です。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

・ 隣接する自然公園を含む多様な主体との連携により豊かな自然環境が 保全されている

в

指

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

・ 歴史的・文化的な風致・景観が保全されている

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- ・ 隣接する自然公園との連携により快適で安全かつ適正な利用が進んでいる
- 自然保護の普及啓発や、環境学習の場としての利用が進んでいる

7 都立多摩丘陵自然公園

指定年月日:昭和25年11月23日

面 積:1,959 ha

概 要:多摩川南岸の丘陵に広がる自然 公園です。北側は多摩川沿いの平地に臨み、 高尾、奥多摩、秩父の山間の良好な景観が望 めます。都立桜ヶ丘公園を東端に、百草園、 高幡不動尊、都立多摩動物公園、都立平山城 址公園、都立長沼公園などを含みます。



≪長沼公園内の雑木林≫



≪自然公園位置図≫



特徴

【自然資源】

- ・多摩丘陵部から豊富な湧水が見られ、浅川・大栗川の水源となっている。
- 高尾、奥多摩、秩父の山々の眺望等が良い。
- エリアー帯は市街化が進んでおり、都市公園や特別緑地保全地区などにより丘陵地の自然が残されている。

【人文資源】

・高幡不動尊や平山城址、旧多摩聖蹟記念館など歴史的・文化的な資源も豊富である。

【その他】

- ・地種区分が設定されておらず、全域普通地域扱いとなっている。
- 新住宅市街地開発事業区域と一部重複している。
- ・交通アクセスが良好である。

【課題】

- ・都立多摩動物公園周辺部の良好な民有緑地に、都 市化・宅地化の波が押し寄せている。
- ・ 良好な樹林地の維持保全が地権者頼りとなっている。



多摩丘陵の北斜面にあり、早春から夏にかけて順に花が咲いてゆく変化に富んだ風景を楽しむことができます。



桜ヶ丘公園にある、明治天皇の 行幸を記念して建てられた洋風建築で、多摩市管理・市指定文化 財、東京都景観上重要な歴史的 建造物となっています。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

・ 都市公園、特別緑地保全地区等の緑地と連携し、残された自然環境の連 続性を考慮して環境が保全されている

в

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

・ 都市的土地利用と自然環境の保全とが両立している

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- ・ 既存のハイキングルート等を活用した身近な自然としての利用が進ん でいる
- ・ 隣接する浅川・大栗川の水源地や、都立公園等において都民協働による 維持管理・環境学習活動が行われている

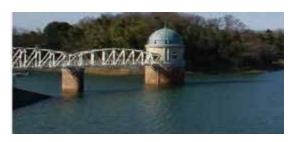
80

8 都立狭山自然公園

指定年月日:昭和26年3月9日

面 積:775 ha

概要:武蔵野台地の一角に緑が浮かぶように位置する自然公園です。北側は埼玉県との境になっています。箱根ケ崎から東村山にかけて三条の尾根と二条の渓谷が走っており、中央の丘陵には村山、山口の2つの貯水池、その周辺は貯水池林となっています。貯水池の周辺は、桜の名所となっています。



≪貯水池にある取水塔≫



≪自然公園位置図≫



≪谷戸の景観≫

特徴

【自然資源】

- •村山貯水池とそれを取り巻く豊かな森林を有する。
- 埼玉県立自然公園と隣接し、島状に緑が残存している。
- 周辺は市街化が進んでおり、丘陵地の自然は都市 公園や首都圏近郊緑地保全区域などで残されてい る。

【人文資源】

- ・ 土木遺産である取水塔等の文化資源も見られる。
- かつては薪炭林として利用され、人の手により維持されてきた里山環境が広がる。

【その他】

- ・地種区分が設定されておらず、全域普通地域扱いとなっている。
- 多摩湖周辺の桜も有名であり、利用者も多い。

【課題】

・残された里山環境の保全と都市公園と連携した利用の促進の両立が望まれる。



多摩湖の南にあり、狭山丘陵では 最も美しい雑木林の残る場所で す。市民団体が自然観察や植生 の調査を行ったり、公園管理者と 意見交換しながら雑木林の手入 れに取り組む等、里山保全活動 が実施されています。





都立公園の中で最大の広さを誇る丘陵地公園で、自然観察をはじめ、里山体験イベントや、四季折々のハイキングなど幅広く楽しめます。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

- 多様な主体(都立公園等)と連携して自然環境が保全されている

Ħ

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

・ 多様な主体(都立公園等)との連携によって、里山文化が地域に定着している

次

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- 里山の自然と文化に関する環境教育の場として活発に利用されている
- 貯水池林、都立公園などの緑とのふれあいの場の活用が進んでいる

9 都立羽村草花丘陵自然公園

指定年月日:昭和28年3月15日

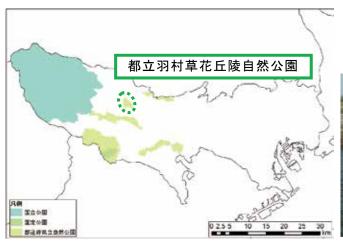
面 積:553 ha

概要:多摩川沿いに帯状に展開する丘陵の東端にあたり、こんもりした森のように見える大澄山、浅間岳等があります。多摩川に沿って桜堤やチューリップ畑などの見所もあり、河原には希少な

植物も生育しています。



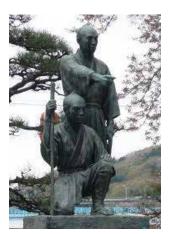
≪浅間岳からの多摩川の眺望≫



≪自然公園位置図≫



≪多摩川の河川敷≫



≪玉川兄弟像≫



特徴

【自然資源】

- ・多摩川本流を含み標高 200m~300m の丘陵地 を主体としている。
- 丘陵の尾根沿いのハイキングコースからは関東平野の良好な眺望を有する。

【人文資源】

・土木遺産である羽村取水罐(投渡堰)や慈勝寺の モッコク、寺社等の歴史的・文化的な資源が豊富 である。

【その他】

- ・地種区分が設定されておらず、全域普通地域扱いとなっている。
- ・羽村取水

 ・羽村取水

 園辺は桜の名所となっており、様々な

 催し物が開催され外国人観光客を含め、多くの利用が見られる。



江戸時代に開削された玉川上水の取水口として設置され、現在もここから取水されており、土木遺産に認定されています。



玉川上水沿いに約 200 本の桜があり、国土交通省の「多摩川八景」「多摩川 50 景」、多摩川夢の桜街道の「八十八ヶ所 桜の札所めぐり」に選ばれています。

【課題】

・多摩川の豊かな自然環境と、周辺の豊富な歴史的・文化的な資源を活用した利用の促進が望まれる。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

・ 多摩川を中心として自然環境が保全されている

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

・ 羽村取水堰等により、多摩川の自然と結びついた文化や歴史の価値が再 認識されている

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- ボランティア団体らと連携して里山が管理されている
- 多摩川を中心とした自然環境が安全で快適に回遊利用されている

10 都立秋川丘陵自然公園

指定年月日:昭和28年10月1日

面 積:1,335 ha

要:秋川右岸の丘陵地帯にあり、東 側は滝山自然公園、西側は秩父多摩甲斐国立 公園に接しています。秋川の渓谷美や穏やか な流れ、丘陵地には戸倉城山、広徳寺、今熊 山、小峰公園、弁天山などにハイキングコー

スがあります。



≪金剛の滝≫



≪自然公園位置図≫



≪今熊神社≫



特徴

【自然資源】

- ・秋川右岸の丘陵地帯にあり、300m 程度の丘陵が 12km ほど連続している。
- ・落葉樹林と植林で覆われ、山の間から多くの谷が出ており谷戸を形成している。
- 秋川右岸の丘陵地や秋川渓谷の自然が見られる。
- 都立滝山自然公園、秩父多摩甲斐国立公園に隣接している。

【人文資源】

- ・都立小峰公園や小峰ビジターセンターが位置 し、自然体験教室、谷戸田の稲作等の利用が 見られる。
- 貴志嶋神社、網代城山、今熊神社等の歴史的 文化的な資源が見られる。

【その他】

- ・地種区分が設定されておらず、全域普通地域 扱いとなっている。
- ・バーベキューや川遊びなど河川の盛んな利用 がある。

【課題】

・バーベキュー等の河川利用者へ、自然体験や 歴史・文化の魅力を伝えていくことが望まれ る。



自然とのふれあいをテーマに、自然観 察ができる公園で、ビジターセンターも 設置されています。



山々の美しい緑と渓流のせせらぎを楽 しめます。広い河川敷を利用したバー ベキュー場等も整備されています。

多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

隣接する自然公園と一体となって環境が保全されている

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

秋川の自然環境を活かした適切な河川利用が広がっている

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- 隣接する自然公園との連携や、都立小峰公園の活用により、活発に環境 教育等に利用されている
- 河川が観光資源として適切に利用されている

第6章 リーディングプロジェクト

第6章 リーディングプロジェクト

これまでに示した東京の自然公園が目指す姿を実現するための必要な施策の中でも核となり、今後優先的に実施していくリーディングプロジェクトについて示します。

なお、「2020年に向けた実行プラン」等に基づき、これまで進めてきた取組についても、本ビジョンを実現するものについては改めて示します。

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

(1) 自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う

- 〇自然環境等に関する調査項目及びデータの活用方法の検討 自然公園内の自然環境や生物多様性、利用実態等に関する情報の集約・活用 方法の検討を行います。
- ○都民参加による自然環境の新たな見守りの仕組みの構築 自然環境の保全に向けた基礎的データの収集のため、SNS 等を活用した、都 民参加型のモニタリング手法を構築します。
- ○植物園や動物園、大学等との連携の強化

過去に実施された様々な調査資料や、動植物の生息生育情報・自然環境に関する情報の分析・管理について、神代植物公園植物多様性センターや都立動物園、大学、地元自治体、NPO、ボランティア等との連携を強化し、データの充実と活用につなげます。

(2) 植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保全・再生を行う

〇水源地における民有林の再生

多摩川上流で林業の不振などにより手入れが行き届かない民有地の人工林を、ボランティアの方々の手で水源地にふさわしい緑豊かな森林に再生する、多摩川水源森林隊の活動を推進します。

○荒廃した多摩の森林の再生推進

森林所有者と協定を結び、都が間伐等を実施して荒廃した民有林の再生を推進します。

○森林循環促進に向けたスギ林等の伐採の実施

森林の健全な育成と林業の振興を図るため、スギ林等の伐採を進めます。 これにより、多摩産材の出荷量(年間) 2020年度:30,000 m を実現します。

〇保安林などの適正管理

保安林や入山者の多い森林を対象に無許可伐採や盗掘などの違反行為に対する監視、指導及び山火事の予防の普及啓発のため巡視活動を行い、適正管理を図ります。

○丘陵地における二次林景観の再生

都立小峰公園をはじめ、森林を薪炭林として活用していた地域の都立公園等については、樹種転換や樹林地整備等により、二次林景観を再生します。

長沼公園や平山城址公園などの都が管理する都市公園では、新規整備を進めるとともに、多様な生物が安定して生息・生育できる環境の確保や樹林の維持管理・再生等を図ります。

○小笠原国立公園における植生回復の推進

智島列島や南島等において外来植物の駆除や、植生に影響を与えている外来
ネズミ類の対策等を行うことにより植生回復を進めます。

○都立動物園等と連携した希少種の保護増殖

小笠原諸島のアカガシラカラスバトやオガサワラシジミなど固有生物の生息環境を回復するとともに、都立動物園と連携し、生息域外での保護増殖事業を進めます。

○東京都レンジャー等の体制強化

東京都レンジャーやサポートレンジャーの体制等を強化し、巡回や監視、施設補修、利用者指導等を推進します。

○都民参加による自然環境の新たな見守りの仕組みの構築(再掲)

SNS等を活用した、都民等参加型のモニタリング手法を構築し、これにより収集したデータの活用を図り、自然環境の保全を強化します。

○シカ害対策による自然環境の保全

「第5期東京都第二種シカ管理計画」に基づき、生息状況、分布状況等のモニタリング調査の実施や隣県との連携などの取組を進めます。

○伊豆大島におけるキョン防除対策の強化

伊豆大島に生息する特定外来生物のキョンについて、張り網の延長やわなの 設置箇所数等を増やすなど、対策を強化します。

○小笠原国立公園におけるグリーンアノールの分布拡大防止

兄島北西部における植生回復を目的として、受粉を担う固有昆虫の脅威であるグリーンアノールの侵入防止柵を設置します。

○小笠原国立公園におけるノヤギやクマネズミ等の外来種の排除

小笠原諸島で唯一ノヤギが生息する父島において、外来植物の増加抑制等に 配慮しながら、ノヤギの根絶を目指します。

あわせて、 聲島列島等において、 海鳥の繁殖を妨げるクマネズミの根絶に向けた 取組を進めます。

このほか、「世界自然遺産生態系保全アクションプラン」等に基づき、国や村、 NPO等と連携し、ノネコやツヤオオズアリなどの外来種対策を進めます。

○東京都版エコツーリズムの実施による環境保全

小笠原諸島南島や御蔵島等において、その貴重な環境の保護と利用との調和を目的とした東京都版エコツーリズムを推進します。

○市町村と連携した取組の推進

市町村が実施する、外来種の防除や希少種の保護、生態系保全等の地域に根ざした取組について、地域環境力活性化事業により支援します。

- (3) 地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、良好な自然 環境や景観の保全を行う
 - ○管理運営協議会の設置と地域ルールの策定

様々な利用ニーズがあり、周辺においても多岐にわたる事業の実施が進められている高尾地区(明治の森高尾国定公園、都立高尾陣場自然公園)において管理運営協議会の設置と地域ルールの策定を行います。

- (4) 規制区域の見直しや、行政区域や事業の垣根を越えた連携を行うことにより貴重な自然を守る
 - 〇民有地の緑の保全・確保

都内に残された貴重な緑を保全するため、「緑確保の総合的な方針」に基づき、 市町村と連携して民有地の緑の確保を促進します。

○計画区域の見直しと残された自然資源の確実な保全

既に市街化の進んだ都立多摩丘陵自然公園区域について、そのあるべき姿を検証し、まちづくりと一体となって緑を確保すべき区域については区域の見直しを検討します。あわせて、自然公園として残された自然資源とその連続性の確実な保全策を検討します。

○ラムサール条約湿地登録等への支援

世界的にも価値が高いと考えられる豊かな自然環境については、地域の意向を尊重した上で、ビジターセンターにおける企画展示やシンポジウム等による機運の醸成や、自然環境調査への協力など、ラムサール条約湿地やジオパーク等の世界的な価値が付与される仕組みへの登録を支援します。

Ⅱ 人と自然との関係をとりもつ自然公園

(1) 自然公園が広がる地域の暮らし(文化・産業等)と自然のつながりを再生 し、地域の魅力や活力を引き出す

○ビジターセンターの機能強化

指定管理者制度等を活用する中で、ビジターセンター機能の強化を図り、地域の特産物の紹介や販売、地域の暮らしに関する企画展示や環境学習プログラムの充実などにより、地域の魅力を伝えるとともに賑わいや交流の核となる運営を行います。

〇地域の魅力を引き出し保全・活用するための新たな仕組みづくり

良好な自然景観や集落景観等の魅力を保全・活用するため、内外の事例等の 基礎調査を行い、新たな仕組みの検討を行います。特に、次世代を担う高校生 や小中学生と、多摩地域・島しょ地域の人々との継続的な交流の仕組みづくり を進めます。

○多摩産材活用の促進(再掲)

多摩地域の自然資源を活用した経済活動を拡大するために、多摩産材の活用 を促進するとともに、多摩の森林再生事業等を進めます。

これにより、多摩産材の出荷量(年間) 2020 年度:30,000 m を実現します。

(2) 人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える

〇エコツーリズムの推進とロングトレイルの整備

人の営みと自然環境の関係等を体感することのできるコースについて、地域が主体となるエコツーリズム推進の取組を支援するとともに歩道等を整備します。

〇山のふるさと村等における滞在型プログラムの拡充

山のふるさと村等の宿泊施設において、一時的・短期的な利用だけでなく、 繰り返しあるいは中長期的に滞在することでより深く自然公園の魅力を感じて もらえるような体験プログラムを拡充します。

○丘陵地における自然体験の機会の提供

アプローチしやすい丘陵地の都が管理する都市公園において、自然学習広場や自然体験広場の整備を行うことにより、親子や子供たちを対象とした野外体験や里山体験の機会を提供します。

〇市町村と連携した取組の推進(再掲)

市町村が実施する、地域の生態系保全等につながる自然体験プログラム等の うち、補助メニューに沿った取組に対し、地域環境力活性化事業により支援し ます。

(3) 地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を行う

〇地域の魅力を引き出し保全・活用するための新たな仕組みづくり(再掲) 良好な自然景観や集落景観等の魅力を保全・活用するため、内外の事例等の 基礎調査を行い、新たな仕組みの検討を行います。特に、高校生や小中学生と、 多摩地域・島しょ地域の人々との継続的な交流の仕組みづくりを進め、次世代 を担う人材育成につなげていきます。

〇エコツーリズムの推進

地域が主体となるエコツーリズム推進の取組を支援するに当たり、ガイドの 育成等について支援します。

○市町村と連携した取組の推進(再掲)

市町村が実施する、地域の自然景観の再生につながる環境保全を担う人材の育成等のうち、補助メニューに沿った取組に対し、地域環境力活性化事業により支援します。

Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

(1) 安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの人が訪れやすい 観光資源として活用する

○登山道やサイン類、トイレ等の施設の整備・管理

登山道やサイン類、トイレ等の施設を適切に整備・管理し、安全・安心・快適な利用環境を確保します。これらの施設整備に当たっては、多様な利用者層を念頭に置き、ユニバーサルデザインや多言語表記等を行います。主な山の頂上には、記念撮影等にも配慮し、デザインが統一された山頂標識の設置を行います。

これに向け、まず、国・市町村等との役割分担を明確にし、長寿命化にも配慮して順次、整備を進めます。

〇トイレの洋式化等の推進

山岳地にある自然公園施設であるトイレについて、電気設備の整備等が可能 な場所について洋式化を図るとともに、ベビーチェア等の設置等、利便性の向 上を進めます。

○多言語対応の推進

ビジターセンター、都立公園等施設のほか、島しょ地域の船客待合所及び空港ターミナルビル等においても多言語案内板・無料 Wi-Fi の利用環境の向上、ピクトグラム等による表示情報の充実等を促進します。

○滞在型施設の在り方の検討

自然公園施設の主要な滞在型拠点である「ふるさと村」等の在り方について 利用面及び安全・安心等の観点から検討を行い、必要な対策を講じます。その 際、土砂災害警戒区域等に近接することも念頭に検討を行います。

○利用実態調査の実施

利用実態調査を定期的に行い、多様な利用ニーズを把握し、施策に反映させます。

(2) 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える

○自然公園を活用した観光ツアー等による旅行者誘致の促進

多摩・島しょ地域の豊かな自然を観光資源として活用して旅行者誘致を進めるため、自然公園を取り込んだ観光ツアーの普及に向けた取組や、ルート情報等の発信を行います。

○自然公園に関するホームページの抜本的リニューアルと運用

許認可等についての案内が中心だった内容を見直し、画像により分かりやすく自然公園の魅力やタイムリーな情報を伝えるホームページへとリニューアルするとともに、外国語のホームページや子供向けのホームページを新たに整備し運用します。

○異分野と連携したイベント等の展開による利用者層の拡大

山のふるさと村等の自然公園施設において、多様な主体とともに芸術等の自然とは異なる分野と連携したイベントを展開する等により、自然公園を訪れたことのない都民等に自然公園の魅力をアピールすることで、利用者層の拡大を図ります。

あわせて、障害者等も気軽に訪れることができるようソフト面での支援の検 討を行います。

(3) 自然公園内及び自然公園間の回遊性を向上させる

○エコツーリズムの推進とロングトレイルの整備(再掲)

人の営みと自然環境の関係等を体感することのできるコースについて、地域が主体となるエコツーリズム推進の取組を支援するとともに、歩道等を整備し、 回遊性の向上につなげます。

〇島しょ部へのアクセスの改善やターミナルでの受け入れ環境の向上 離島と本土を結ぶ定期航路の就航率の向上及び老朽化の進行した船客待合所 の建替えや三宅島空港ターミナルの整備を促進します。

(4) 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

〇ボランティア活動の機会の充実

ビジターセンターの機能を強化し、ボランティア活動プログラムの充実等を 進めます。

〇民間活力の導入の拡大

自然公園の魅力向上に向けた民間活力の活用に関し、事例調査等を行い、新たな仕組みの整備や民間事業者との連携の拡充について検討し、多様なニーズへの対応を図ります。

○多様な主体との連携の推進

地元自治体等と自然公園に関する連絡会を設置し、定期的に開催します。また、水道水源林等において、都民や企業、大学などの多様な主体と連携し、間伐や枝打といった森林保全活動を行います。

資料集

1 策定の経過

(1) 平成 27 年度自然公園利用者アンケート

【調査期間】 平成 27 年 11 月から平成 28 年 1 月まで

【内 容】 自然公園事業実施の基礎的情報を収集するため、自然公園利用者(回答者 1,010人)に対するアンケート調査を実施

【調査結果】 資料1(98ページ)のとおり

(2) 平成 28 年度第1回インターネット都政モニターアンケート

【調査期間】 平成28年6月9日から6月15日まで

【内 容】「自然公園ビジョン」策定の参考とするため、都政モニター(回答 数 477 人)によるインターネット調査を実施

【調査結果】 資料2(100ページ) のとおり。詳細はホームページに掲載http://www.metro.tokyo.jp/tosei/iken-sodan/monitor/monitor.html

(3) 東京の自然公園あり方懇談会

【日 時】 平成28年5月19日(第1回) 平成28年7月5日(第2回)

【内 容】 幅広い分野の有識者との意見交換を通じて、今後の自然公園施策の 方向性や東京の自然公園のあり方を検討

【議事録】 ホームページに掲載

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/natural_environment/park/【委員名簿・意見書】 資料3-1、3-2(101ページ) のとおり

(4) 東京都自然環境保全審議会

【日 時】 平成 28 年 9月27日 (本審議会・諮問)

平成28年10月25日(第1回計画部会)

平成28年12月16日(第2回計画部会)

平成29年2月3日(第3回計画部会)

平成29年3月9日(第4回計画部会)

平成29年 3月13日(本審議会・中間のまとめ案)

平成29年 4月13日(第5回計画部会)

平成29年 4月26日(本審議会・答申)

【内 容】 自然公園ビジョンの策定について(諮問第432号)

【議 事 録・答申】 ホームページに掲載

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/conference/council/index.html

【委員名簿】 資料4-1(104ページ)、4-2(105ページ) のとおり

(5) 市町村等との協議、意見照会

1) 東京都自然公園多摩地域行政機関連絡会(平成28年2月26日設置)

【日 時】 平成 28 年 6月24日

平成 28 年 11 月 30 日

平成 29 年 1月 19日

平成 29 年 2月 15日

平成29年 3月28日(意見照会のみ)

平成 29 年 4月 28日 (意見照会のみ)

平成 29 年 5月 19日

【内 容】 自然公園区域を所管する多摩地域に存する市町村(10市3町1村) との情報共有、意見照会等

2) 東京都自然公園島しょ地域行政機関連絡会(平成28年4月26日設置)

【日 時】 平成 28 年 9月 26 日

平成28年12月2日(書面開催)

平成29年 1月19日(書面開催)

平成29年2月14日(書面開催)

平成29年 3月28日(意見照会のみ)

平成29年 4月28日(意見照会のみ)

平成 29 年 5月24日

【内 容】 自然公園区域を所管する島しょ地域に存する町村(2町6村)との 情報共有、意見照会等

3)「自然公園ビジョン(仮称)」関係課長連絡会(平成28年11月28日設置)

【日 時】 平成 28 年 12 月 2日

平成 29 年 1月17日

平成 29 年 2月 15日

平成 29 年 3月28日

平成29年 4月27日(意見照会のみ)

【内 容】 都庁内等(※)における関連施策、計画等との整合、意見照会等 ※構成員は次の各局等(政策企画、総務、生活文化、都市整備、福祉保健、 産業労働、建設、港湾、水道、教育)及びオブザーバー(環境省、林野庁)。 なお、国土交通省京浜河川事務所にも意見照会した。

4) 主な意見

○情報の整理・蓄積・活用とそのための拠点や担当部署の必要性 ○来園者の安全・安心の視点 ○観光振興の観点 ○島しょ部に関する議論の充実 ○世界自然遺産の価値の保全 ○河川利用ニーズへの対応と自然の保護 ○ボルダリング、キャニオニングなど新しいスポーツにも対応する利用ルールの必要性 ○必要に応じた地種区分の見直し ○施設(トイレ、園路など)の整備・更新、中長期計画の必要性 ○政策目標の設定 ○PDCA サイクルによる進捗管理の必要性 ○施設だけでなくスタッフの育成や確保の必要性

(6) 都民からの意見・アイデア募集 (パブリックコメント)

【調査期間】 平成29年3月16日から4月6日まで

【内 容】 「自然公園ビジョン」中間のまとめを公表し、意見等を募集

【意 見 数】 15件

【主な意見】

○自然環境に関する情報の収集・蓄積・発信 ○ボランティア等の拡充、担い手育成の重要性 ○ハード・ソフト両面からの対策の必要

資料1 平成27年度自然公園利用者アンケート 調査結果

【アンケートの名称】

自然公園の管理運営に関するアンケート調査

【アンケートの目的】

今後の自然公園事業実施の基礎的情報収集のため

【アンケート実施時期】

平成 27 年 11 月から平成 28 年 1 月まで

【対象地域】

多摩: 高尾、あきる野、御岳、檜原、奥多摩島しょ:大島、神津島、八丈島、小笠原 ※都内自然公園の一部地域のみで実施

【アンケート回収結果】

- 回収枚数…多摩:920 枚
 - 島しょ:90 枚
- ・回収結果の概要(詳細な結果については、別添の資料を参照)

【結果概要】

<利用者> 利用者の55%は都民

<認知度> 「自然公園」の認知度は低い(36%)

<訪問目的>

- ① 自然に触れる・景色を見る(74%)
- ② 山歩き・ハイキング(62%)

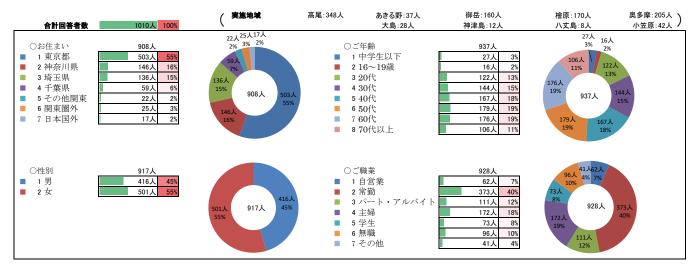
<自然公園のイメージ>

- ①「雄大な自然景観を眺める場所」(78%)
- ②「心の安らぎと静かな時間を得る場所」(56%)
- ③「植物や動物、地形などを観察する場所」(53%)

<要望>

- (1) トイレ
 - ① 洋式便器化(58%)
 - ② 水洗化 (55%)
 - ③ 有料トイレの設置(36%)
- (2) 自然公園全般
 - ① 自然環境の再生・回復(67%)
 - ② トイレや登山道の清掃(46%)、
 - ③ 森林等の手入れ(40%)
 - ④ 利用マナー・ルールの普及(39%)
- (3) ビジターセンター
 - ① 自然観察ガイドの充実(55%)
 - ② 展示施設の充実(48%)

自然公園の管理運営に関するアンケート(全体) ≪~高尾・あきる野・御岳・檜原・奥多摩+大島・神津島・八丈島・小笠原~≫



Q1. あなたは、「自然公園」にどのようなイメージをお持ちですか。(3/9)

1 雄大な自然景観を眺める場所 2 植物や動物、地形などを観察する場所

3 他人から干渉されない時間を作る場所

4 心の安らぎと静かな時間を得る場所

5 友人や家族との交流を深める場所

6 自身の体力や技能を高める場所

7冒険できる場所

8 自然環境の保護を図るための場所

9 その他

Q2. 都内には「自然公園」が10箇所あります。今日、お越しの場所が「自然公 園 |区域だと知っていましたか?

1知っていた 2 知らなかった



790人

536人 53%

570,

171 J 17%

108人 11%

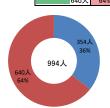
72人

380人 38%

54人

5%

56%



Q3. 行ったことのある自然公園を次の中から全てお選びください。

1 秩父多摩甲斐国立公園

2 富士箱根伊豆国立公園 (伊豆諸島)

3 小笠原国立公園

4 明治の森高尾国定公園

5 都立油山自然公園

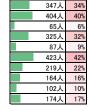
6 都立高尾陣場自然公園

7 都立多摩丘陵自然公園

8 都立狭山自然公園

9 都立羽村苜花自然公園

10 都立秋川丘陵自然公園



Q4. 自然公園のトイレについて、望ましいことを次の中から3つまでお選びください。

1携帯トイレの導入

2 洋式便器化

3 水洗化

4 着替えスペースの設置

5ベビーシート、ベビーチェアーの設置

6 有料トイレの設置

7 その他

102人	10%
585人	58%
552人	55%
161人	16%
118人	12%
363人	36%
49人	5%

Q5. 自然公園について、東京都に特に力を入れてほしいことは何です<u>か。</u>(5/15) 1 自然環境の再生・回復

2 外来種対策

3 希少種対策

4 鲜宝景第

5 森林等の手入れ

6 盗掘防止や事故防止のための巡回の強化

7 エコツーリズムやガイドツア一等の充実 8 インターネット等による見どころや登山道等の情報の提供

9 トイレや登山道の清掃

10 利用マナー・ルールの普及

11 キャンプサイトや宿泊施設、展望台等の施設の充実

12 自然解説施設の充実

13 環境教育等のプログラムの提供

14 近傍の観光施設等と連携した観光プランの提供

Q6. 本日の訪問目的は何ですか。(3/8)

1 自然に触れる・景色を見る 2 山歩き・ハイキング

3 鳥や虫や植物を観察する

4地域の歴史・文化にふれる

5 健康増進・鍛錬

6 親睦・気晴らし

7 遠足

8 その他

Q7. このあと、どちらに行かれますか、もしくは行かれましたか。(複数回答可)

1 特になし

4 土産物店

6 その他

2 温泉 3 飲食店 5 神社仏閣

Q8. こちらにあなたが訪問されるのは何回目ですか。

1 初めて 2 2~3回目

3 4回以上

205人 20% 265人 26% 14% 146人 111人 11% 125人 12%

> 397人 41%

243人 25%

672人 67%

35%

32%

10%

17%

39% 396人

357人

159 J 16%

409人 40%

100人

171人

465人 46%

177人 18%

98人 10%

107人 11%

101人 10% 0% 0人

752人 74%

627人 62%

110 11%

92人 9%

28% 283人

28% 286人

295人 29%

317人 957人

Q9. 都内には高尾や御岳をはじめ7か所のビジターセンターがあります。ビジターセンター うなサービスを求めますか。(3/8) ※高尾を除く8カ所で調査(回答者630人) ーにどのよ うなサービスを求めますか。(3/8)

1展示施設の充実

2 環境教育等の教室やイベントの充実

3 自然観察ガイドの充実

4 飲食の提供

5 お土産等の販売

6 自然観察用具(書籍等を含む)の販売・貸出

7 登山用具の販売・貸出

8 その他

277人 36% 315人 559 185人 32% 22% 126人 16% 93人 82人 14% 25人 4%

円グラフは、当該質問の回答数(白票を除く)合計を100%としています。 円グラフ以外はアンケートの回答者(:1010人)合計を100%としています。

資料 2 平成 28 年度第 1 回インターネット都政モニター 「自然公園の利用」アンケート結果

【調査実施の概要】

・アンケートテーマ

「自然公園の利用」

アンケート目的

平成 28 年度の自然公園ビジョン策定にあたり、利用者等都民の意見を踏まえて検討を進めるために実施する。

アンケート期間

平成28年6月9日(木曜日)正午から 平成28年6月15日(水曜日) 正午まで

アンケート方法

インターネットを通じて、モニターがアンケート専用ホームページから回答 を入力する。

インターネット都政モニター数

500人

• 回答者数

477 人

• 回答率

95.4%

【主な調査結果】

<自然公園への問題意識(自然公園において、問題があると感じること)>
7 割近くの方が「観光客の増加」(69.2%)を上げており、以下、大きく離れて「トレイルランニング(登山道を走るスポーツ)」(21.8%)、「野生生物の増加」(11.9%)、「単調で暗い森」(11.7%)と続いている。

<有料化>

「更衣室・シャワー」(54.5%)、「駐車場」(54.1%)、「キャンプ場」(49.3%)、「ガイドツアー」(46.8%) は、5 割前後の方が有料でも良いと回答している。なお、「トイレ」(25.6%) は、3 割近くとなっている。

<自然公園でしてみたいこと>

「登山・山歩き」(59.7%)、「雪山や紅葉などの景観を楽しむ」(50.5%)と答えた方は、共に5割を超え、「植物の観察」(34.4%)、「鍾乳洞や火山等特異な地形・地質の観察」(30.2%)、「野生動物や野鳥の観察」(28.9%)と続いている。

<ボランティア>

(ボランティアに最もしてほしいこと)

「マナーの普及啓発」(22.4%)」、「自然観察ガイド」(21.6%)」、「トイレ等施設の清掃」(19.7%)、「ごみ拾い」(17.0%)」の 4 項目がそれぞれ 2 割前後の回答となっており、合わせて約8割を占めている。

(あなたがボランティアとして最も参加したいこと)

「ごみ拾い」(40.3%)」が約 4 割と最も高く、以下、「マナーの普及啓発」(16.8%)」、「外国語対応ガイド」(13.0%)」、「自然観察ガイド」(12.8%) と続いている。

<自然保護>

約3割の方が「立ち入り禁止区域の設置」(32.3%)が最も必要だと回答しており、以下、「一定時間内に入山できる人数の制限」(18.9%)、「罰則・罰金の導入」(14.7%)、「車両規制」(13.2%)と続いている。

※インターネット都政モニターは、インターネットが使える 20 歳以上の都内在住者 を対象に公募し、性別、年代、地域等を考慮して 500 人を選任。

資料3-1 「東京の自然公園あり方懇談会」委員名簿

五十音順、敬称略

氏名	現職等
青木 亮輔	㈱東京チェンソーズ代表
市川 晃	住友林業㈱代表取締役 執行役員社長
大久保 春美	(公財)日本障害者スポーツ協会技術委員会委員長 日本パラリンピック委員会運営委員
大澤 貫寿	東京農業大学理事長
小澤 順一郎	小澤酒造㈱取締役社長
篠原 ともえ	タレント・アーティスト
澁澤 寿一	認定 NPO 法人「共存の森ネットワーク」理事長 NPO 法人「樹木・環境ネットワーク協会」理事長
下村 彰男	東京大学教授
パトリック・ハーラン	コメディアン
Patrick Harlan	Comedian
原島 俊二	奥多摩観光協会会長

資料3-2 「東京の自然公園あり方懇談会」意見書

東京都自然環境保全審議会会長様

東京の自然公園あり方懇談会 座長 大澤 貫寿

近年、「山の日」の制定など、自然環境に対する人々の関心はますます高まり、東京の多摩部や島しょ部に広がる自然公園を訪れる人々も増加・多様化している。こうした状況のもと、我々は自然環境保全や地域・観光振興、産業など様々な分野から集い、東京の自然公園の今後のあり方について2回にわたり活発な議論を行った。

今日、都市域では環境の問題のみならず、食の安全や心の健康、あるいは高齢者の生きがいなどの課題がある一方で、農山村域でも、過疎化や高齢化などの課題がある。

これらは、効率性や利便性を重視するあまり、都市域はもちろんのこと農山村域においても、自然との付き合い、自然の中での暮らしを失ってきた中で、自然と人間の関係性のみならず、人間と人間の関係性も失ってきたことが遠因であると言えるのではないか。

東京の約36%の区域を占める自然公園域において、この区域の真の魅力についての都民の認識を高めるとともに、自然環境の保全のみならず、世代間や地域間等、人と人との交流を生み出すことを通して地域を活性化させることは、都市部での諸課題の解決にも繋がるものであり、今後の自然公園事業が自然との共存繁栄を実現する社会モデルづくりともなることを期待し、「自然公園ビジョン」の策定に対し

以下7点の提言を行う。

1 東京の自然公園の特徴に対する共通認識の形成とその活用

東京の自然公園の特徴は、自然環境の多様性のみならず、文化的・歴史的ストックが非常に豊かである点と市場への近接性があげられる。

また、近年、観光が滞在・滞留型に変わってきている傾向をとらえ、地域の自然や営みに物語性を付与することにより、上記の特徴を活かすことができ、地域の価値資源性を高めることができる。

そのためには、東京の自然公園においても滞在性を高めるとともに、風景や文 化の成立背景等、特に都市域との関係やその歴史に関する情報を提供する取り組 みが必要である。

2 地域の暮らし、古来から伝わるもの、文化、風景等が持つ魅力の明確化と その再生や保全、活用

「多摩川にねざした暮らし」や「島の暮らし」、「鳥のさえずり」や「星空」、あるいは「古来から伝わるもの(郷土食、その他文化)」など、現地で当たり前に思われているものや自然と一体となった生活、マインドといったものが、訪れた国内外の旅行者等には魅力あるものとして捉えられている現状を再認識し、そのポテンシャルを発揮させることが有効である。

あわせて、かつてのエリアごとに特徴ある集落やその後背地の樹林地等の姿が 急速に失われてきているところも多く、こうしたもののかつての姿あるいは記憶 の再生や保全、そして活用についても検討が必要である。

3 新たな自然公園管理スタイルの構築

自然公園の管理については、(行政のみならず)地域内外の人々が協働で管理する仕組みを構築することが有効である。

その際、必要な財源の確保、企業による支援や関与の可能性、管理の担い手の確保と育成、あるいは大学や教育機関との連携等についても十分に検討を行い、自然公園域内における様々な生業の展開などとの連繋も視野に入れ、トータルで地域が成立する仕組みを検討することが重要である。

4 幅広い対象者を念頭においた事業展開

東京の大都市圏域に存在するという立地特性を踏まえ、外国人はもとより、障害者、子供や若い世代から高齢者まで、様々な利用者が訪れることを念頭に、柔軟な発想で事業を実施する必要がある。

その際、子供に対する環境教育のあり方、また若い世代や高齢世代、そして外国人の志向性の把握や対応など、幅広く、かつきめ細かく検討していく必要がある。

また、画一的なハード整備等を一気呵成に行うのではなく、あらゆる人がそれ

ぞれの状況に合わせ利用できる範囲を、少しずつ拡大していくゆるやかな事業展 開を行うことが有効である。

5 自然や文化の多様性を体感できる利用環境の整備

東京の自然公園の特徴・資源の魅力を活かすには、利用者にゆっくりと過ごしてもらいながら、地域の自然や人々との交流を深めてもらうための工夫が必要である。その一つの方策として、地域の暮らしや文化、自然を堪能できる、宿泊利用も視野に入れた利用の誘導が有効であるが、その実現には自然環境の保全のみならず、集落の維持や林業景観の充実等が重要である。

また、必ずしも土地の取得を前提としない自然公園事業においても、子供たちが自由に自然に触れることが可能となる利用環境の確保についても検討が必要である。

6 自然再生、樹林地等の管理とその担い手の育成

森林は、自然公園域における大きな構成要素であり、その取り扱いが重要である。これら森林を林業(製材用素材の生産等)のみで支えていくことは限界があり、生物多様性の保全機能はもちろん、レクリエーション機能やセラピー効果など森が森として生きたままで提供できる価値に光をあてることが、森や自然を持続的に維持し活用していくうえでますます重要になる。

このため、水源涵養等も含め森林等の自然からどれだけ恩恵を受けているのか、 その現状や動向とともに、その歴史的な展開をも含めて「見える化」していくこ とや、人々が「木」に直接触れる機会を拡大し、その価値を体感できるようにし ていくことが必要である。

加えて、利用者がその自然の豊かさを十分に享受できるよう、あるべき自然の姿を明示するとともに、必要なモニタリング等を実施する必要があり、こうした活動を進めるための人材育成が重要である。

7 東京の自然公園のブランド化と伝え方・PRの工夫の必要

「東京」という言葉の響きは都心部の観光名所等のイメージが強く、自然公園が 持つ森、山、島、海等のイメージを持ちにくい。

こうした状況の下、東京の自然公園について、より広くかつ魅力的に伝える工 夫が必要である。

なお、誰にとっても魅力的なサイトの創設等、自然公園の様々な取組みについて民間のアイディア等も導入し実施していくことが必要である。

平成 28 年 9 月

「東京の自然公園あり方懇談会」委員 青木亮輔、市川晃、大久保春美、大澤貫寿、 小澤順一郎、篠原ともえ、澁澤寿一、下村 彰男、パトリック・ハーラン、原島俊二

資料 4 - 1 第 22 期東京都自然環境保全審議会委員名簿

平成 28 年 10 月 19 日現在 (敬称略)

	氏 名	役 職 名 等			
	石井信夫	東京女子大学教授			
	稲垣英夫	武蔵野商工会議所会頭			
	井本 郁子	慶應義塾大学非常勤講師			
	江藤哲人	元横浜国立大学教授			
	金 井 裕	(公益財団法人)日本野鳥の会参与			
		東京農工大学名誉教授			
	<u> </u>				
	下村彰男	東京大学大学院教授			
	杉田文	千葉商科大学教授			
	鈴木 雅和	筑波大学大学院教授			
	髙橋恒彦	東京都獣医師会理事			
	田島夏与	立教大学教授			
田中正		筑波大学名誉教授			
		流通経済大学非常勤講師			
	村山寛司	元東京都副知事			
	山﨑靖代	東京都森林組合理事			
	近藤充	東京都議会議員			
	林田武	東京都議会議員			
	斉藤やすひろ	東京都議会議員			
	河野 ゆりえ	東京都議会議員			
	新井ともはる	東京都議会議員			
	保 坂 展 人	世田谷区長			
	石 森 孝 志	八王子市長			
	坂 本 義 次	檜原村長			
	五十嵐 道子	都民委員			
	山田 淳平	都民委員			
	山本 直喜	都民委員			
	和 田 淳	都民委員			
rr/= n+	ーノ瀬 友博	慶應義塾大学教授			
	北 沢 俊 春	東京都農業会議事務局長			
	小林 達明	千葉大学大学院教授			
	近藤和幸	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長			
臨時	須田 真一	中央大学専任研究員			
委員	益子保	(公益財団法人)中央温泉研究所長			
	宮下牧夫	(公益社団法人)東京都猟友会理事			
	山﨑晃司	東京農業大学教授			
	山 中 勤	筑波大学准教授			
	依田 俊治	元東京都建設局長			

*委員 28 名 *臨時委員 10 名 ◎会長

資料 4 - 2 第 22 期東京都自然環境保全審議会委員名簿

平成 28 年 10 月 19 日現在 (敬称略)

				(3/13 22)
		氏	名	役 職 名 等
計画部会	0	亀 山	章	東京農工大学名誉教授
	Δ	鈴木	雅和	筑波大学大学院名誉教授
		佐 伯	い < 代	筑波大学大学院准教授
		Ш⊞	淳 平	都民委員
		和 田	淳	都民委員
	臨	- ノ瀬	友 博	慶應義塾大学教授
	臨	須 田	真一	中央大学専任研究員

○:部会長、△:部会長代理、臨:臨時委員

2 用語解説

語 意味 句

COP10 生物多様性条約第10回締約国会議。多様な生きものや生息・生育環境を守り、その恵みを将

来にわたって利用する「生物多様性条約」を結んでいる国々による会議で、2010年 10 月に

愛知県名古屋市で開催された。

COP10 で採択された目標。2050年までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」 愛知目標

の実現、2020年までの短期目標(Mission)として「生物多様性の損失を止めるために効果

的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げている。

インバウンド Inbound は、「本国行きの」「市内に向かう」の意味。そこから変じて、外国人の訪日旅行をいう。

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組み。エコツアーは、エコツー エコツーリズム

リズムの考え方に基づいて実践されるツアーの一形態のこと。

東京都では、適正な利用のルールに基づいて、貴重な自然を守りながら、観光利用を図る「東 京都版エコツーリズム」を進めており、2003年(平成15年)4月から小笠原諸島で、また、

2004年(平成16年)4月から御蔵島でのエコツーリズムを開始した。

海食崖 海に面した陸地で、波の侵食作用によって岩石が削られて形成された急な崖のこと。

外来種 人為によって意図的・非意図的に本来の牛息地・牛育地の外から持ち込まれた種のこと。

火山活動によって形成された地形。山岳部だけでなく海岸や海底にも見られる。火山活動にはマグマの性質により様々なタイプがあり、それぞれ異なった地形が生まれる。日本の自然風景 火山地形

地の多くは火山地形に位置し、火山地形が景観の基調をなしている。

環境教育 人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動が取れるよう国民の学習を推

進すること。

環境省が計画する長距離自然歩道の一つ。関東地方の一都六県を一周し、総延長は約1,800km。東京都八王子梅の木平を起終点に、高尾山、奥多摩、秩父、妙義山、太平山、筑 関東ふれあいの道

波山、霞ヶ浦、九十九里浜、房総、三浦半島、丹沢などを結んでいる。美しい自然を楽しむば かりでなく田園風景、歴史や文化遺産にふれあうことができる。より多くの人々が利用できる

よう 10km 前後に区切った日帰りコースを 160 コース設定している。 都内には高尾から奥多摩までの延長約 74.4km、7 コースを設定している。

岩脈 垂直に近い板状貫入岩体(貫入岩は地下深部で発生したマグマが地殻内の深さに上昇し固結し

た岩のこと)。直立していないものは岩床という。岩脈は普通、幅 1 ~数十 m、長さ数百 m 以下が多いが、100km を超えるものもある。

希少種 一般に、数が少なく簡単に見ることが出来ないような(まれにしか見ることが出来ない)種の

こと。

種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)では、国内に生息・生 育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により減少が見られる種等を「国内

希少野生動植物種」に指定している。

キャニオン(渓谷)で遊ぶフランス発祥のスポーツのことで、ヨーロッパでは古くから親しまれている。沢によっては、ロープを使って懸垂下降やクライミングの要素など様々な手法を取 キャニオニング

り入れて渓谷を下る。

丘陵 標高 200 ~ 300 m程度の起伏の少ない丘のことを指す。東京都には狭山丘陵、霞丘陵、草

花丘陵、加住丘陵、多摩丘陵といった丘陵があり、優れた眺望を形成している。

近郊緑地保全区域 首都圏近郊緑地保全法で定める区域。近郊緑地とは、首都圏の近郊整備地帯の緑地であって、

樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有して

いるもの。

国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全す ることによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれ らの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、「近郊緑

地保全区域」に指定することができる。

国立公園満喫プロ ジェクト

環境省が「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき推進しているプロジェクト。8箇所の 国立公園で「国立公園ステップアッププログラム 2020」を策定し、訪日外国人を惹きつける

取組を計画的、集中的に実施している。

政府全体で、2020年の訪日外国人旅行者数を4,000万人とする「明日の日本を支える観光 ビジョン」の施策に取り組んでおり、この観光ビジョンの 10 の施策の一つとして、国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化を目指している。

固有種、固有亜種

特定の限られた地域だけに生息する生物種又は亜種のこと。

サポートレン ジャー

東京の貴重で豊かな自然を守るため、不法行為の防止や利用マナーの向上に取り組む東京都レ ンジャーをサポートする都民のこと。2017 年(平成 29 年)5 月現在、高尾と奥多摩で活動 している。

三位一体改革

補助金の廃止・縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税 財政関係を改革すること。

山岳信仰

山岳に宗教的意味を与えて、霊山として崇拝すること。

ジオパーク

地球科学的に価値の高い地質・地形のある自然遺産を保護・保全し、教育や防災活動、ジオツー リズムなどに活用し、地域の持続可能な開発を目指すもの。ユネスコが認定するものをユネスコグローバルジオパークという。国内では、日本ジオパークネットワークが認定する日本ジオパークが2016年9月現在43地域あり、そのうち8地域がユネスコグローバルジオパーク に認定されている。

自然公園ボラン ティア

東京都及びビジターセンター解説員との協力、連携の下に活動を行う登録制のボランティアの

こと。

ジビエ

狩猟によって捕獲された野生鳥獣やその食肉。狩猟肉ともいう。

首都圏近郊緑地保

全区域

食害

「近郊緑地保全区域」を参照のこと。

鳥獣や虫が、動植物を食い荒らすこと。農作物への被害だけでなく、生活環境や生態系への被 害も問題となっている。

針広混交林(化)

針広混交林は針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林。針広混交林化とは、森林はもともと多様な 生物種で構成されているので、本来の自然生態系に倣って針葉樹人工林を多様な種で構成され る混交林に戻そうとすること。

新住宅市街地開発 事業

新住宅市街地開発法に定める事業で、人口集中が著しい市街地の周辺地域で、健全な住宅市街 地の開発や居住環境の良好な住宅地の大規模供給を図る事業のこと。

多摩ニュータウン、千里ニュータウン(大阪府)がこれにより整備された。

森林セラピー

癒やし効果が科学的に検証された森林浴効果のこと。

水道水源林

多摩川水源域の安定した河川流量の確保と、小河内貯水池の保全を図るため、多摩川上流に東京都水道局が所有し管理している森林で、面積は約23,000haである。

牛熊系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境(水、大気、光など) の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりのことを示す概念。生態系には、広大な 森林から小さな池まで様々な大きさのものがあり、時として地球全体を一つの生態系と見るこ ともある。

生態系サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られ、人間の暮らしを支える、食料や水の供給、気候の

安定などの機能(恵み)のこと。 国連の主導で行われた「ミレニアム生態系評価(MA)」では、生態系サービスを「供給サービ ス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類している。

生物群集 特定の地域に生息・生育している全ての生物の集まりのこと。

生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。種名などを記した種のリストで表される ことが多い。

生物多様性

遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルでの生物の多様さのこと。 生命の豊かさを包括的に表す広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源にとどまらず、広く人間に不可欠な生存基盤としても重要である。

意味

生物多様性条約 地球規模で生物多様性の保全を目指す国際条約。1992年5月に採択され、生物多様性の保

全だけでなく、様々な自然資源の「持続可能な利用」を明記している。

生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性

があるとしている。

世界自然遺産 世界遺産(「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて登録された将来世

代に引き継いでいくべき資産)には、文化遺産と自然遺産がある。自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然景観」「生物多様性」のいずれかを満たす

必要がある。

一般に、東京都内の多摩地域で生育し、生産された木材をいう。東京の木を使えばその収益が 多摩産材

森林に巡り、森林を育てることにつながるため、多摩産材を使うことは、東京の森林の適切な

手入れにつながる。

探勝地 優れた自然の風景地や名勝のこと。

地域制緑地 ある一定の区域について、国又は地方公共団体により土地の権原に関係なく指定される緑地で、

土地利用の制限や一定行為の禁止又は制限によりその資源や景観等を保全する区域(緑地)の

画

自然公園法に基づき公園内の自然の特性により定める土地の区分で、その地域における規制の 地種区分

基準を定めている。これにより土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採など自然環境を改変する各種行為が制限される。大きく特別地域と普通地域に分けられ、規制の程度により特別

地域は更に特別保護地区と第1種、第2種、第3種特別地域と4段階に分けられている。

鳥獣保護区 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護の見地から指定さ れる区域。国指定鳥獣保護区と、都道府県指定鳥獣保護区があり、鳥獣保護区の区域内で鳥獣

の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定す ることができる。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内におい

ては、一定の開発行為が規制される。

村山山口貯水池に隣接する森林であり、水道原水の水質確保を目的に土砂流出を防止するなど 貯水池林

重要な機能を担っている。

東京都環境基本計 東京都が環境基本条例に基づき定める、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るための計画。2016年に定めた新たな計画では、東京2020オリンピック・パラリンピッ ク競技大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」

の将来像やこれを目指した政策展開を明らかにした。

東京の自然公園では、観光客や登山客等による過剰利用やマナーを守らない不適正な利用、希 東京都レンジャー

少な植物の盗掘等の不法行為が見られる。このような課題に対応するため、東京都では自然公 園を中心とした地域における自然保護と適正利用の担い手として、都独自のレンジャー制度を

創設し、現在多摩地域と小笠原地域で活動している。

特別緑地保全地区

都市緑地法で定める地区。都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独 又は周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもの。無秩序な市街化の防止や、公 害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、 動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となる。建築行為など

一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全することで豊かな緑を将来に継承する。

土木学会により認定された歴史的土木構造物。2000年(平成12年)に認定制度が設立され、 土木遺産

推薦および一般公募により、年間20件程度が選出されている。

トレイルとは登山道や林道などを意味する。場所の高低に関わらず、舗装されていない主に山などの自然の中を走るアウトドアスポーツ。タイムや順位を競い合う競技も存在する。 トレイルランニン

トレッキング 登山が登頂を目的とするのに対し、山麓などを徒歩で旅行すること。山歩き。

自然林が伐採や風水害、山火事などにより失われた後に、土中に残った種子や植物体の生長な 二次林

どにより自然に成立した森林のこと。

自宅から自分で運転してきた自動車をターミナル周辺に設けられた駐車場に置き、そこから公 パークアンドライ

共交通機関を利用して業務区域や観光地など目的地へ向かうシステムのこと。

爆裂火口湖 爆裂火口とは、主として水蒸気爆発により既存の火山体の一部が吹き飛ばされて生じた火口。 山体の一部が破壊されて漏斗状の形をするものが多い。火口湖は、火山の噴火口に水をたたえ

て生じた湖のこと。

ピクトグラム 誰にでも伝わりやすい単純化されたデザインの絵文字等により、情報や注意を表示した視覚記号のこと。

ビジターセンター 自然公園を利用される方に、周辺の自然や歴史、文化を分かりやすく展示解説するとともに、 情報提供を行うための施設のこと。施設には、解説員が常駐しており、色々な行事を企画して いる。公園計画で博物展示施設に位置付けられており、条例に基づき都内に8箇所設置されて いる。

フットパス 自然や風景、伝統的な町並みなどを楽しみながら歩くことのできる小道を指して使われることが多い。イギリスが発祥の歩行者道の形態で、田園地帯や海外、市街地などの古い小道を利用して、地域の自然や街並みを楽しむコースを設定したもの。

ふるさとと呼べる 鈴木都政時代の「マイタウン'81 東京都総合実施計画」では、「安心して住めるまち、いきまち いきと暮らせるまち、ふるさとと呼べるまち 東京」が目標として掲げられた。この中で、「海のふるさと村(大島町)」と「山のふるさと村(奥多摩町)」の建設が位置づけられた。

ボルダリング フリークライミングの一種であり、ロープ等の保用具を用いずに、5 m程度までの比較的低い 小岩壁を登ること。

枕状溶岩 楕円体又はそれに近い丸みを帯びた塊の集合からなる溶岩(流)。俵状溶岩とも。玄武岩質などの粘性の小さな溶岩流に多く見られる。海底などの水中又は沼地や湿地を流れた溶岩流に特徴的に生ずる。東京都では、小笠原国立公園で見られる。

ミシュラングリー フランスのミシュラン社による、各地の魅力を伝える旅行ガイド。豊かな自然や多彩な文化遺 ンガイド 産など各地を独自の方法で調査し、旅行者に勧めたい場所を掲載しており、旅行者たちに、訪 れる土地をよりよく理解し、充実した旅を楽しめるような情報を提供している。

緑施策の新展開 東京都環境局が2012年(平成24年)5月に公表した計画。生物多様性の危機を背景に、 緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまと め策定した。

みどり率 緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のこと。

モニタリング 「監視」の意味。地域の自然環境の状況等について継続的、あるいは定期的に調査を実施すること。 モニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変えるフィードバック(順応的管理)が 重要となる。

ユニバーサルデザ 障害者、高齢者、健常者の区別なく、誰もが分け隔てなく「使える」「通える」「住める」ように、 イン 商品や施設等の設計、デザインをしようというもの。

裸地 植物や建築物などに覆われておらず、土がむき出しになっている土地のこと。裸地では、降雨 による浸食によって表土が失われやすく、砂漠化するおそれがある。

ラフティング raft は「いかだ」のことで、直訳すると「いかだ下り」。ゴムボートで、激流を下って楽しむ アウトドアスポーツを指すことが多い。

ラムサール条約 正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971 年 2 月に イランのラムサールで採択された。日本は 1980 年に批准し国内の条約湿地数は 50(2017 年 3 月現在)

林相 樹種・樹齢、樹冠や木の生育状態などによる森林の様子・形態のこと。

露頭 表土に覆われずに地表に露出している地層や火成岩体の一部、又は地表に露出している鉱床の

ロングトレイル 登山道やハイキング道、林道、古道などをつなぎ合わせた距離の長い自然歩道。登頂を目的とする登山とは異なり、「歩く旅」を楽しみながら、その地域の自然や歴史、文化に触れることができる。 近年になって健康や自然への関心が高まるなかで、自然の中を歩くロングトレイルが注目を集めている。

写真出典

- ■あきる野市役所観光まちづくり推進課:イメージ図内の神輿(P40)、秋川(P86)
- ■一般社団法人 奥多摩観光協会:イメージ図内の奥多摩むかし道(P4O)
- ■小澤酒造株式会社ホームページ:イメージ図内の澤乃井(P40)
- ■気象庁ホームページ:火山の噴火(P32)
- ■公益財団法人 東京都公園協会:長沼公園内の雑木林 (P79)
- ■公益財団法人 東京都島しょ振興公社:第二次産業(食品加工) (P47)
- ■里山へGO!ホームページ:ボランティアによる環境教育活動(P30、P55)
- ■式根島観光協会:式根島 泊海岸 (P7)
- ■西武・狭山丘陵パートナーズホームページ: 貯水池にある取水塔(P81)
- ■多摩市教育委員会:旧多摩聖蹟記念館(P80)
- ■田村酒造場ホームページ: イメージ図内の田村酒造場(P4O)
- ■東京都産業労働局:第一次産業(農業)(P47)
- ■東京都港湾局: お台場、東京湾河口(P38)
- ■東京都水道局:水道水源林の保全(P24)
- ■東京都総務局大島支庁大島公園ホームページ:外来種対策による生態系の保全(大島で繁殖が進むキョン)(P51)
- ■東京の観光公式サイトGOTOKYOホームページ(写真素材集):大島三原山(P39、P46、P68)、イメージ図内の高尾山薬王院(P40)、豊かな自然の利用(P48)、小澤酒造株式会社(P54)、椿油(P67)
- ■新島村役場産業観光課:新島 羽伏浦 (P7)
- ■羽村市観光協会: 浅間岳からの多摩川の眺望(P83)、玉川上水の桜(P84)
- ■美里フットパス協会ホームページ:フットパス等の「地域を歩くこと」による魅力の体験(熊本県美里町)(P59)